

奈良市公報

第 3 4 8 号

(平成29年12月分)

平成30年1月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

条 例

- 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例…3
- 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………3

規 則

- 奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………4
- 奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………4
- 奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則……………4
- 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………5
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則……………5
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………5
- 奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則…6
- 奈良市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則……………6

告 示

- 観光案内所の臨時休館等……………7
- 財政状況の公表……………7
- 公営企業の財政状況の公表……………11
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止……………17
- 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止……………17
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………18
- 一般競争入札の実施（4件）……………18
- 平成30年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………19
- 奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………23

- 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………24
- 予防接種の実施の一部改正（2件）……………24
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………24
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）……………24
- 一般競争入札の実施（2件）……………25
- 住居番号の設定……………26
- 放置自転車等の保管……………26
- 放置自転車等の処分……………26
- 開発行為に関する工事の完了……………26
- 奈良農業振興地域整備計画の変更案の縦覧……………27
- 一般競争入札の実施……………27
- 放置自転車等の保管……………27
- 開発行為に関する工事の完了……………27
- 道路の区域変更……………28
- 道路の供用開始……………28
- 一般競争入札の実施（3件）……………28
- 平成29年度国民健康保険料決定通知書の公示送達……………29
- 放置自転車等の保管……………29
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………30
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………30
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………30
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………30
- 開発行為に関する工事の完了……………31
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………31
- 生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）……………31
- 放置自転車等の保管……………32
- 平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達……………32
- 平成29年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………32
- 一般競争入札の実施……………41
- 予防接種の実施の一部改正（2件）……………42
- 一般競争入札の実施（6件）……………42
- 放置自転車等の保管……………43
- 指定管理者の指定……………43
- 一般競争入札の実施……………43
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………44
- 道路の位置指定の廃止……………44

○一般競争入札の実施……………44

○奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示……………44

○放置自転車等の保管……………44

○指定管理者の指定……………45

○差押解除通知書の公示送達……………45

○放置自転車等の保管……………45

○身体障害者福祉法の規定する医師の辞退……………45

○開発行為に関する工事の完了……………45

○大和都市計画生産緑地地区の変更……………46

○指定管理者の指定（3件）……………46

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………46

○生活保護法の規定による医療機関の指定……………47

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出（2件）……………47

○生活保護法の規定による施術者の指定……………47

○指定管理者の指定（21件）……………47

○奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示……………52

○放置自転車等の保管……………53

○指定管理者の指定（2件）……………53

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………53

○生活保護法の規定による施術者の指定……………54

○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………54

○放置自転車等の保管……………54

○開発行為に関する工事の完了……………54

○指定管理者の指定（9件）……………55

○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………57

○生活保護法の規定による施術者の指定……………58

○農用地利用集積計画の縦覧……………58

○形質変更時要届出区域の指定……………58

○指定管理者の指定（2件）……………58

○徴収事務の委託……………59

○指定管理者の指定……………59

○インフルエンザ予防接種の実施……………59

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………60

公 営 企 業

○一般競争入札の実施（3件）……………62

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………63

○下水道事業受益者負担金の賦課対象区域……………63

○平成30年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………63

○一般競争入札の実施……………68

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………68

消 防

○奈良市火災予防条例第54条の2第1項に規定する指定

の催しの指定……………68

○消防法違反に対する命令……………68

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………69

○指定管理者の指定（31件）……………69

正 誤

○正誤表……………77

条 例

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第38号

奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定す

る家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第39号

奈良市立こども園設置条例等の一部を改正する条例
(奈良市立こども園設置条例の一部改正)

第1条 奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立若草こども園	奈良市川上町493番地の1	130人
奈良市立朱雀こども園	奈良市朱雀六丁目9番地・奈良市朱雀六丁目10番地の2	250人
奈良市立平城こども園	奈良市秋篠町1,540番地の1	170人
奈良市立東登美ヶ丘こども園	奈良市東登美ヶ丘四丁目21番26号	140人

(奈良市立保育所設置条例の一部改正)

第2条 奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表若草保育園の項及び朱雀保育園の項を削る。
(奈良市立学校設置条例の一部改正)

第3条 奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表幼稚園の部奈良市立平城幼稚園の項、奈良市立東登美ヶ丘幼稚園の項及び奈良市立朱雀幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第40号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 市長が別に規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第41号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年奈良市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「特定非営利活動法人近畿介助犬訓練所」を「特定非営利活動法人近畿介助犬協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第42号

奈良市都市公園条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

(奈良市都市公園条例の一部改正)

第1条 奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた際」を「市長が指定する期日までに一括して」に改める。

(奈良市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 奈良市行政財産使用料条例(昭和49年奈良市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「使用前に」を「市長が指定する期日までに一括して」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

規 則

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第49号

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の育児休業等に関する規則(平成4年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の3中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改める。

第1条の4を第1条の5とし、第1条の3の次に次の1条を加える。

(条例第2条の4第2号の規則で定める場合)

第1条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

第2条第1項中「掲げる場合」の次に「又は第2条の4の規定に該当する場合」を加える。

第7条中「第1条の4」を「第1条の5」に改める。

第9条第1項中「10条」を「第10条」に改める。

別記第1号様式中「第1条の4」を「第1条の5」に改める。

別記第2号様式(表)中「育児休業の承認」を「育児休業の承認・育児休業の期間の延長」に、「又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」を「、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業」に改め、同様式(裏)記入上の注意の1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加え、同様式(裏)記入上の注意の2中「非常勤職員の」を削り、「をいいます」を「をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいいます(5において同じ。)」に改め、同様式(裏)記入上の注意の5中「又は1歳6か月までの子の育児休業」を「(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に改め、「(条例第

2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)」を削る。

別記第4号様式(裏)(注)の1及び別記第5号様式の(注)の1中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第50号

奈良市立こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立こども園の管理運営に関する規則(平成27年奈良市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4項中「保育教諭」を「保育教育士」に改める。

第4条中「別に定める園」を「定めるこども園」に改める。

第5条第1項中「係る」の次に「こども園の」を加え、同条第2項中「係る」の次に「こども園の」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 土曜日(市長が定めるこども園に限る。)

第7条第1項中「(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)」を「(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第51号

奈良市延長保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

奈良市延長保育の実施に関する規則(平成27年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保育所のうち、市長が別に定める」を「市長が定めるこども園及び」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（市長が定める助成金控除額）

第4条の2 条例第3条第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 外来療養である場合 500円
- (2) 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

2 前項第1号に掲げる額の合計額は、1月につき1,500円を限度とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第53号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なわれた」を「行われた」に、「又は一部負担金相当額」を「の額から次に掲げる額を控除した額に相当する額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に

規定する食事療養標準負担額及び同法第85条の2第2項に規定する生活療養標準負担額に相当する額

(2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(3) 病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は法その他法令に定める療養費支給申請書ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 外来療養である場合 500円

イ 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

第3条に次の1項を加える。

2 前項第3号アに掲げる額の合計額は、1月につき1,500円を限度とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第54号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第40号様式（表）中

支払った医療費 円	保険金等で補填される金額 円
--------------	-------------------

を

申告する方を○で囲んでください。	支払った医療費 円	保険金等で補填される金額 円
従来の医療費控除	セルフメディケーション	

に、

配偶者の氏名	生年月日 年 月 日	配偶者の収入金額 (給与 円) (年金 円)
個人番号	配偶者の合計所得	円

を

配偶者の氏名	生年月日 年 月 日	同居又は別居 同居 別居	配偶者の収入金額 (給与 円) (年金 円)
個人番号		配偶者の合計所得	円

に、

「海外居住者」を「国外居住者」に、

医療費控除

を「医療費控除(セルフメディケーション)」に改め、同様式(裏)中「非課税所得など」を「非課税所得等」に、「譲渡損失など」を「譲渡損失等」に、「4 上記に該当しない方は、昨年中の状況を具体的に記入してください。」を「4 上記に該当しない方は、収入がなかった理由及び生活費はどうされていたか記入してください。(※パートやアルバイト収入は「5 日給等の内訳」欄に記入してください。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(平成29年12月26日揭示済)

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第55号

奈良市地域公共交通会議規則の一部を改正する規則
奈良市地域公共交通会議規則(平成29年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15人」を「20人」に改め、同条第2項第6号を次のように改める。

(6) 本市を管轄する警察署長又はその指名する警察官
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第56号

奈良市長等政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市長等政治倫理条例施行規則(平成25年奈良市規則第41号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

を

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成29年12月26日揭示済)

告 示

奈良市告示第780号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	平成30年1月1日～平成30年1月3日

2 開館時間の変更

平成29年12月31日及び平成30年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	平成29年12月31日 午前9時～午後12時
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成30年1月1日 午前0時～午前6時及び午前9時～午後9時 (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)
奈良市観光センター	平成29年12月31日 午前9時～午後5時

(平成29年12月1日揭示済)

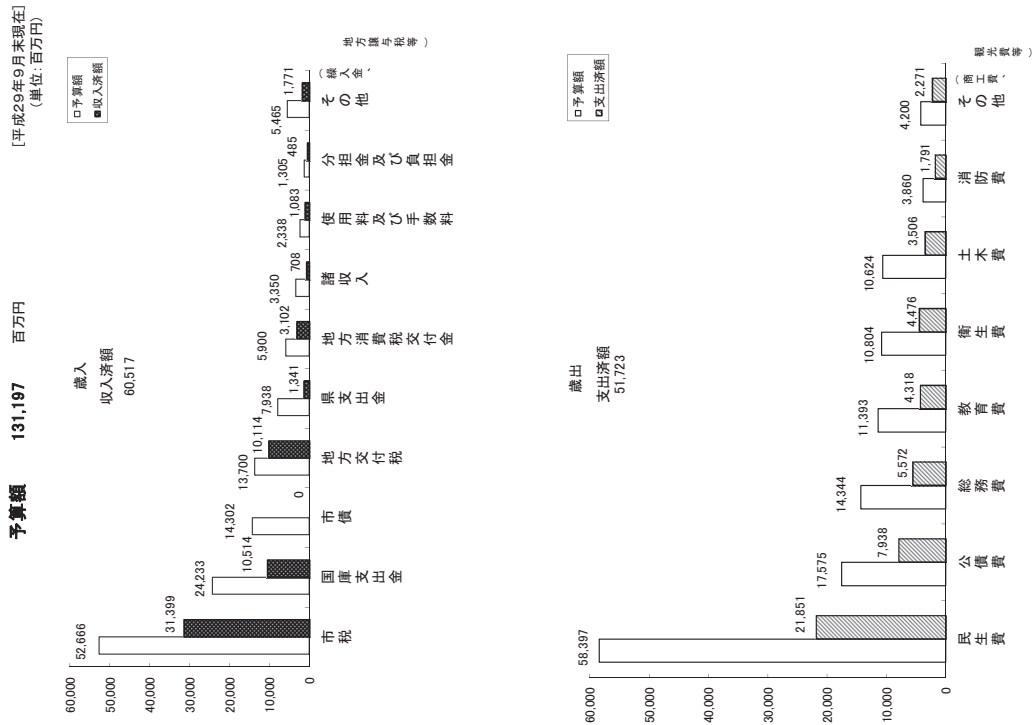
奈良市告示第781号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、平成29年9月30日現在の本市の財政状況を次のとおり公表します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 平成29年度一般会計予算執行の状況



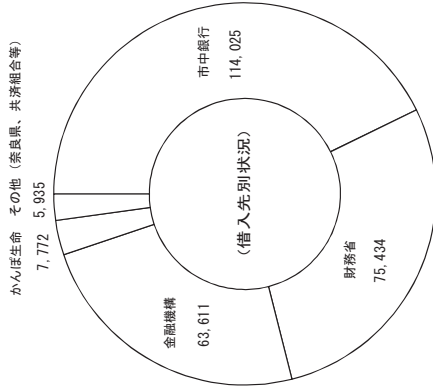
4. 市債の現在高

[平成29年9月末現在]
(単位:百万円)

266,777百万円

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	569	16	566
国民健康保険特別会計	43,995	42,045	41,801
土地区画整理事業特別会計	1,533	1,343	1,346
市街地再開発事業特別会計	233	233	233
公共用地取得事業特別会計	322	322	322
駐車場事業特別会計	288	279	279
介護保険特別会計	28,226	27,728	27,617
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	31	63	16
針テラス事業特別会計	90	0	90
後期高齢者医療特別会計	5,604	5,449	5,429

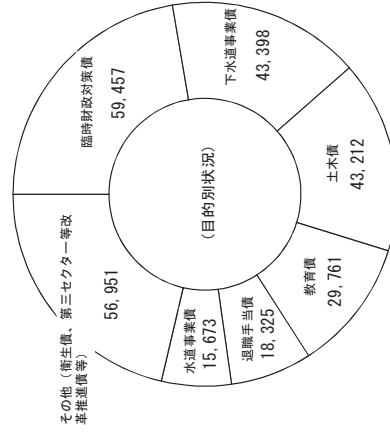
[平成29年9月末現在]
(単位:百万円)



3. 平成29年度 公営企業会計予算執行の状況

[平成29年9月末現在]
(単位:百万円)

項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
水道事業会計	9,285	8,947	1,971	4,520
実績額	4,725	3,694	476	1,343
下水道事業会計	7,283	8,040	4,054	4,962
実績額	3,882	3,662	1,737	2,235
病院事業会計	726	914	42	42
実績額	537	497	16	15



5. 一時借入金の状態

[平成29年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状態

[平成29年9月末日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状態

[平成29年9月末日現在]

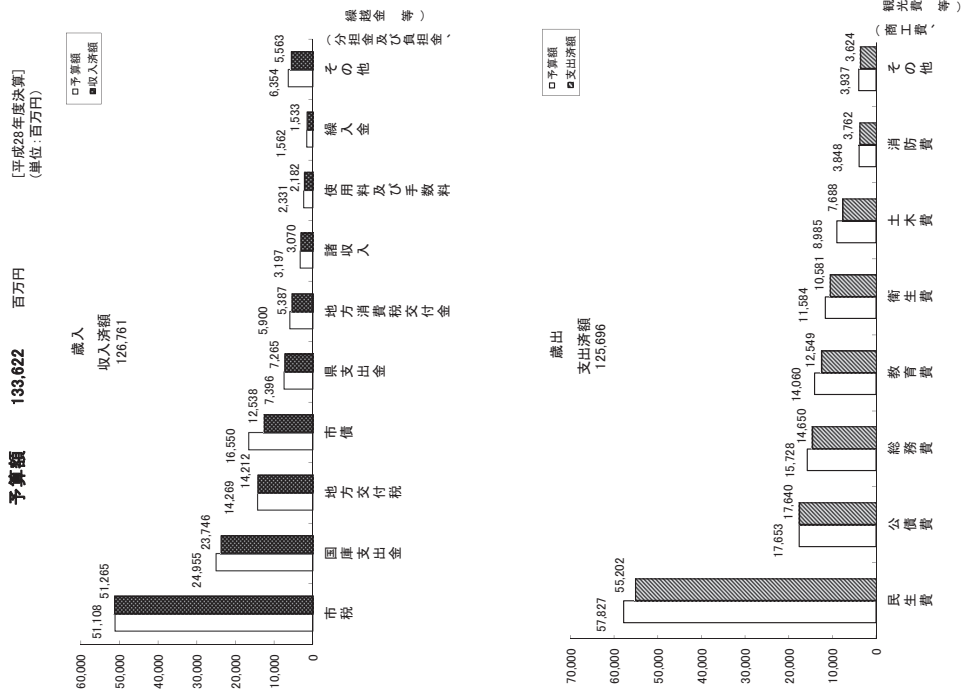
土地	7,166 千㎡
建物	1,135 千㎡
有価証券、出資による権利及び償権	1,449 百万円
基金	10,223 百万円

8. 人口等

[平成29年9月末日現在]

人口	359,157 人
世帯数	161,034 世帯
面積	277 千㎡

1. 平成28年度 一般会計決算の状況



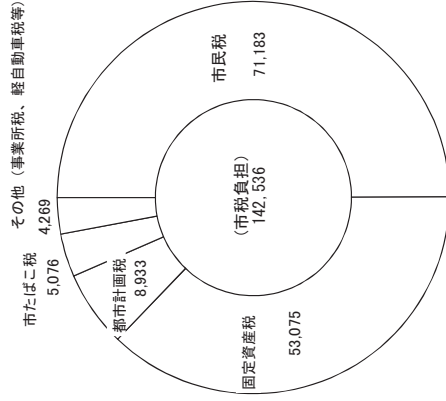
2. 平成28年度 特別会計決算の状況

[平成28年度決算]
(単位:百万円)

会計	予算額	収入済額	支出済額
住宅新築資金等貸付金特別会計	569	16	566
国民健康保険特別会計	43,995	42,045	41,801
土地区画整理事業特別会計	1,533	1,348	1,346
市街地再開発事業特別会計	233	233	233
公共用地取得事業特別会計	322	322	322
駐車場事業特別会計	288	279	279
介護保険特別会計	28,226	27,727	27,617
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	31	63	16
針子ラオス事業特別会計	90	0	90
後期高齢者医療特別会計	5,604	5,449	5,429

4. 市民1人当たりの状況(一般会計)

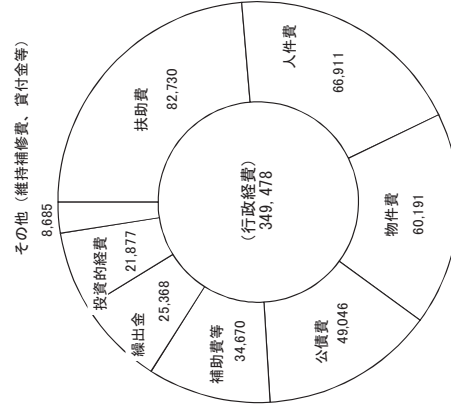
[平成28年度決算]
(単位:円)



3. 平成28年度 公営企業会計決算の状況

[平成28年度決算]
(単位:百万円)

項目	収益的収支		資本的収支	
	収入	支出	収入	支出
水道事業会計	8,763	8,119	2,098	4,776
実績額	9,033	7,642	2,097	3,946
都市水道事業会計	414	478	118	212
実績額	430	512	114	209
月ヶ瀬簡易水道事業会計	139	153	19	20
実績額	141	148	20	19
下水道事業会計	7,307	8,033	3,898	4,790
実績額	7,401	7,896	3,239	4,133
病院事業会計	677	866	23	23
実績額	636	833	23	23



(平成29年12月1日掲示済)

奈良市告示第782号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成29年4月1日から平成29年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表します。

平成29年12月1日

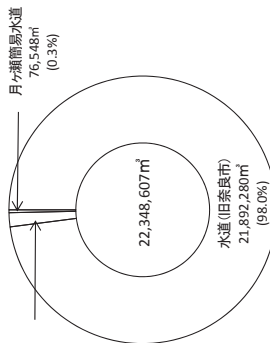
奈良市長 仲川元庸

平成29年度上半期奈良市水道事業説明書
(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

1. 事業の概要
(1) 業務について

区分	平成29年度上半期	平成28年度上半期	増減	伸び率
給水人口	358,010人	359,761人	△1,751人	△0.49%
給水戸数	172,168戸	171,006戸	1,162戸	0.68%
給水量	22,348,607m ³	22,304,074m ³	44,533m ³	0.20%
1日最大給水量	129,427m ³	135,459m ³	△6,032m ³	△4.45%
1日平均給水量	121,460m ³	121,218m ³	242m ³	0.20%
1人1日最大給水量	362ℓ	377ℓ	△15ℓ	△3.98%
1人1日平均給水量	339ℓ	337ℓ	2ℓ	0.59%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的業務について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 送水機能の強化及び断管の市設

木津浄水場から市設ポンプ所までの未整備部分の送水管をすべて耐震化で整備し、奈良市内への安定給水を確保するため、木津川市鹿背山地内口径900mm送水管布設工事を施行中です。

イ. 施設の更新

平成27年度から3か年継続事業として実施していた大洲配水池耐震補強工事が完了し、引き続き平成配水池更新工事に伴う詳細設計業務委託を行っており、配水池の耐震化を進めています。
 また、浄水団地の老朽化した施設の更新として、平成28年度からの4か年継続事業である奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘浄水場急速ろ過池設備改良工事他4件を施行中です。

ウ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市神功一丁目～四丁目地内口径400～200mm配水管・支管改良工事(346 m)他4件を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。
 現在、奈良市古市町地内1か所口径150mm配水管支管改良工事他4件を施行中です。

(4)資本的収入及び支出
収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	1,971,476,000	476,374,313	476,374,313	1,495,101,687
1 企業債	1,122,200,000	0	0	1,122,200,000
2 負担金	591,651,000	223,562,513	223,562,513	368,088,487
3 分担金	257,625,000	252,811,800	252,811,800	4,813,200

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,519,742,900	1,342,811,096	1,342,811,096	3,176,931,804
1 建設改良費	2,658,335,900	355,074,677	355,074,677	2,303,261,223
2 固定資産取得費	40,292,000	10,468,154	10,468,154	29,823,846
3 企業債償還金	1,075,431,000	535,049,236	535,049,236	540,381,764
4 長期借入金	735,684,000	442,219,029	442,219,029	293,464,971
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2)平成29年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	26,486,300,000
償還高	535,049,236
償還高累計	10,812,802,556
未償還残高	15,673,497,444

2. 財政の状況

奈良市水道事業は、平成29年度から奈良市都祁水道事業及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業と会計の統合を行い、新たに奈良市全域を一体とした運営を行っています。
水道料金収入は予算に対し増収となり、また業務の改善や経費の削減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。
しかしながら、事業別でみると、都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業については赤字決算となる見込みであり、下半期においても、企業努力を重んじ財政状況の向上を図っていくとともに、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心で安全な水道を供給してまいります。

(1)損益計算書(税抜)

営業費用	3,405,136,523円	営業収益	3,658,994,702円
営業外費用	189,261,928円	営業外収益	774,197,261円
特別損失	3,311,546円	特別利益	1,314,623円
純利益	834,796,589円		

(2)貸借対照表

【資産の部】 83,642,692,821円	【負債の部】 50,288,049,564円
固定資産 77,446,838,810円	固定負債 18,781,223,888円
有形固定資産 55,341,276,364円	流動負債 1,678,237,505円
無形固定資産 22,102,387,446円	繰延収益 29,838,588,371円
投資 3,175,000円	【資本の部】 33,344,643,257円
	資本金 11,682,951,219円
	剰余金 21,661,692,038円
流動資産 6,195,854,011円	

3. 経理の状況

(1)上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(7)収益的収入及び支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,284,973,000	4,724,784,955	4,724,784,955	4,560,188,045
1 営業収益	7,594,922,000	3,948,850,093	3,948,850,093	3,646,071,907
2 営業外収益	1,689,984,000	774,515,075	774,515,075	915,468,925
3 特別利益	67,000	1,419,787	1,419,787	△ 1,352,787

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,946,973,000	3,693,867,763	3,693,867,763	5,253,105,237
1 営業費用	8,310,464,000	3,501,029,876	3,501,029,876	4,809,434,124
2 営業外費用	621,434,000	189,261,928	189,261,928	432,172,072
3 特別損失	5,075,000	3,575,959	3,575,959	1,499,041
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

平成29年度上半期奈良市下水道事業説明書

(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区分	平成29年度上半期	平成28年度上半期	増減	伸び率
収	18,522,122 円	18,650,962 円	△ 128,840 円	△ 0.69%
支				

(2) 投資的業務について
主なものは次のとおりです。

ア. 普及促進事業

奈良市字園大和町六丁目地内他口徑500耗公共下水道築造工事(29m)他1件を実施し、普及促進を図りました。

イ. 管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、北原町地内他大安寺第一処理分区分管渠改築工事他3件を施行しました。

ウ. 処理場建設改良事業

奈良市朱雀三丁目地内にある平城浄化センターについて、施設の長寿命化を図るため国庫補助金を活用し、汚泥脱水機更新その他工事を施行しました。

2. 財政の状況

収益的収支は赤字予算であり、下水道使用料が予算に対し増収となる見込みではありませんが、下水道事業全体で見ると、貸借対照表上では負債額が資産額を上回る債務超過の状態となっています。この状態を解消するためには、毎年度の収支で利益を確保しなければならぬため、使用料改定を含めた収益構造の技術的な見直しが必要となります。

このように非常に厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね財政状況の改善を図るとともに、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(概算)

営業費用	3,234,086,083 円	営業収益	2,269,078,229 円
営業外費用	329,328,675 円	営業外収益	1,445,799,015 円
特別損失	2,224,807 円	特別利益	167,128 円
雑利益	149,404,807 円		

(2) 貸借対照表

【資産の部】 109,364,813,032 円	【負債の部】 109,488,547,248 円
固定資産 107,946,311,130 円	固定負債 41,674,048,040 円
有形固定資産 103,413,193,789 円	流動負債 2,172,497,546 円
無形固定資産 4,533,117,341 円	繰延収益 65,642,001,682 円
流動資産 1,418,501,902 円	【資本の部】
	資本金 365,118,255 円
	剰余金 △ 488,852,471 円
	△ 123,734,216 円

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(7) 収益的収入及び支出

収入	科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
収入	下水道事業収益	7,283,000,000	3,882,404,431	3,882,404,431	3,400,595,569
	1. 営業収益	4,609,667,000	2,436,423,432	2,436,423,432	2,173,243,568
	2. 営業外収益	2,673,301,000	1,445,800,503	1,445,800,503	1,227,500,497
	3. 特別利益	32,000	180,496	180,496	△ 148,496

支出	科目	予算額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
支出	下水道事業費用	8,040,000,000	3,662,357,336	3,662,357,336	4,377,642,664
	1. 営業費用	7,213,757,000	3,330,631,590	3,330,631,590	3,883,125,410
	2. 営業外費用	816,636,000	329,328,675	329,328,675	487,307,325
	3. 特別損失	4,607,000	2,397,071	2,397,071	2,209,929
4. 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	

平成29年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(平成29年4月1日～平成29年9月30日)

1. 事業の概況

平成29年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から12年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師を増員し、診療体制の強化を図りました。業務量については、入院延べ患者数51,099人、外来延べ患者数112,352人、合計163,451人となりました。

収益的収支の状況ですが、収入総額は536,569,583円となっております。一方、支出総額は497,074,141円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は15,534,815円となっており、一方、支出総額は15,389,795円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っております。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、平成29年4月に第5期として40名の学生が入学し、平成29年9月末における学生数は第1学年40名、第2学年41名、第3学年38名の合計119名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

(イ) 平成28年度奈良市病院事業会計決算の認定について (平成29年9月28日認定)

3. 職員に関する事項

医療事業課	職員数 5人
-------	-----------

(平成29年9月30日現在)

(1) 資本的収入及び支出
収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	4,054,201,000	1,737,037,060	1,737,037,060	2,317,163,940
1. 企業債	2,198,800,000	300,000,000	300,000,000	1,898,800,000
2. 他会計補助金	1,424,614,000	1,424,614,000	1,424,614,000	0
3. 国庫補助金及び交付金	373,144,000	0	0	373,144,000
4. 県補助金	26,912,000	0	0	26,912,000
5. 負担金等	30,731,000	12,423,060	12,423,060	18,307,940

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	4,962,403,000	2,234,882,229	2,234,882,229	2,727,520,771
1. 建設改良費	1,450,675,000	487,172,409	487,172,409	963,502,591
2. 固定資産取得費	2,859,000	774,260	774,260	2,084,740
3. 企業価値還元	3,508,869,000	1,746,935,560	1,746,935,560	1,761,933,440

(2) 平成29年9月30日現在の企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	水道事業(円)
発行総額	77,557,100,000
償還高	1,746,935,560
償還高累計	34,159,009,100
未償還残高	43,398,090,900

4. 業務に関する事項

(1)入院患者数

稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	1日平均	構成比率
内科	30	31	30	31	31	30	183	0.0	0.0%
呼吸器内科	690	548	442	379	475	472	3,006	16.4	5.9%
消化器内科	929	885	895	768	856	792	5,105	27.9	10.0%
循環器内科	642	634	460	614	595	659	3,604	19.7	7.0%
神経内科	717	728	542	621	616	596	3,820	20.9	7.5%
血液内科							0	0.0	0.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病内科	55	61	64	83	38	28	329	1.8	0.6%
腎臓内科	23	124	187	167	231	192	924	5.0	1.8%
(感染制御内科)	76	79	48	61	42	31	337	1.8	0.7%
呼吸器外科	78	30	42	29	36	70	285	1.6	0.6%
外科・消化器外科	921	868	997	995	912	795	5,488	30.0	10.7%
脳神経外科	785	847	801	516	574	568	4,091	22.4	8.0%
乳癌外科	162	114	205	186	139	178	984	5.4	1.9%
整形外科	1,388	1,259	1,214	1,395	1,309	1,286	7,851	42.9	15.4%
形成外科	102	159	137	110	72	117	697	3.8	1.3%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	324	347	406	282	344	367	2,070	11.3	4.0%
皮膚科	71	33	72	98	62	109	445	2.4	0.9%
泌尿器科	247	195	214	208	216	181	1,261	6.9	2.5%
産婦人科	770	744	604	670	607	520	3,915	21.4	7.7%
眼科	235	233	255	194	236	217	1,370	7.5	2.7%
耳鼻いんこう科	158	168	192	268	275	284	1,345	7.3	2.6%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科							0	0.0	0.0%
麻酔科	6	18	0	1	10	4	39	0.2	0.1%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	620	878	660	732	746	497	4,133	22.6	8.1%
合計	8,999	8,932	8,437	8,377	8,391	7,963	51,099	279.2	100.0%

※()は院内稼働科

(2)外来患者数

稼働日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	1日平均	構成比率
内科	24	24	26	25	26	24	149	4.4	0.6%
呼吸器内科	99	132	78	95	144	103	651	4.4	0.6%
消化器内科	371	373	388	392	431	415	2,370	15.9	2.1%
循環器内科	1,947	1,727	1,989	1,873	1,968	2,005	11,509	77.2	10.2%
神経内科	1,333	1,382	1,378	1,402	1,384	1,426	8,305	55.7	7.4%
血液内科	991	961	1,088	953	987	932	5,912	39.7	5.3%
心療内科	129	131	122	134	135	122	773	5.2	0.7%
糖尿病内科	10	11	12	12	10	7	62	0.4	0.1%
腎臓内科	594	495	600	534	603	569	3,395	22.8	3.0%
(感染制御内科)	109	100	172	152	186	225	944	6.3	0.8%
呼吸器外科	73	73	78	83	72	87	466	3.1	0.4%
外科・消化器外科	65	75	71	68	67	72	418	2.8	0.4%
脳神経外科	688	734	793	678	749	729	4,371	29.3	3.9%
乳癌外科	629	612	663	554	625	610	3,693	24.8	3.3%
整形外科	923	956	1,040	836	1,021	974	5,750	38.6	5.1%
形成外科	2,266	2,391	2,487	2,424	2,574	2,472	14,614	98.1	13.0%
精神科	535	586	580	545	558	507	3,311	22.2	2.9%
小児科							0	0.0	0.0%
皮膚科	946	1,009	1,036	985	1,048	894	5,918	39.7	5.3%
泌尿器科	950	1,114	1,157	1,037	1,144	1,024	6,426	43.1	5.7%
産婦人科	558	547	607	518	562	593	3,405	22.9	3.0%
眼科	955	1,068	1,107	1,039	1,066	1,038	6,273	42.1	5.6%
耳鼻いんこう科	1,364	1,487	1,529	1,468	1,444	1,462	8,754	58.8	7.8%
リハビリテーション科	830	820	804	769	808	782	4,813	32.3	4.3%
放射線科	416	451	461	270	286	273	2,157	14.5	1.9%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,269	1,338	1,435	1,349	1,428	1,239	8,058	54.1	7.2%
合計	18,090	18,573	19,675	18,171	19,321	18,562	112,352	754.0	100.0%

※()は院内稼働科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	平成29年度上半期 (円)	平成28年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	536,569,583	488,925,158	47,644,425	109.7
1 医業収益	48,031,000	36,978,000	11,053,000	129.9
2 医業外収益	368,825,283	324,457,540	44,367,743	113.7
3 看護師養成事業収益	119,713,300	125,786,000	△6,072,700	95.2
4 特別利益	0	1,703,618	△1,703,618	皆減

支出

科目	平成29年度上半期 (円)	平成28年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	497,074,141	446,898,799	50,175,342	111.2
1 医業費用	407,350,768	350,494,490	56,856,278	116.2
2 医業外費用	5,795,634	7,137,246	△1,341,612	81.2
3 看護師養成事業費用	83,927,739	89,267,063	△5,339,324	94.0

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(7) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業収益	726,402,000	536,569,583	536,569,583	189,832,417
1 医業収益	48,031,000	48,031,000	48,031,000	0
2 医業外収益	536,968,000	368,825,283	368,825,283	168,142,717
3 看護師養成事業収益	141,403,000	119,713,300	119,713,300	21,689,700

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
病院事業費用	914,000,000	497,074,141	497,074,141	416,925,859
1 医業費用	754,592,000	407,350,768	407,350,768	347,241,232
2 医業外費用	16,508,000	5,795,634	5,795,634	10,712,366
3 看護師養成事業費用	141,400,000	83,927,739	83,927,739	57,472,261
4 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(4) 資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的収入	41,900,000	15,534,815	15,534,815	26,365,185
1 補助金	1,733,000	867,000	867,000	866,000
2 負担金	40,167,000	14,667,815	14,667,815	25,499,185

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資本的支出	41,900,000	15,389,795	15,389,795	26,510,205
1 建設改良費	1,733,000	721,980	721,980	1,011,020
2 企業債償還金	40,167,000	14,667,815	14,667,815	25,499,185

(2) 平成29年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳		病院事業(円)
発行総額		4,555,600,000
償還高	上半期償還高	14,667,815
	償還高累計	73,880,856
未償還残高		4,481,719,144

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第783号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項及び第82条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定

【通所介護】

居宅介護支援事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第78条の11第2号及び第85条第2号の規定により公示します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970105520	奈良市南京終町7丁目540-5	デイサービス温（ぬくもり）	奈良市北市町89-2	有限会社 ティ・エス企画	3150002001128	平成29年10月31日

【居宅介護支援】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104630	奈良市西木辻町91番地の4	福祉相談サービスセンター・アメニティーライフ・アシスト	奈良市西木辻町91番地の4	特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	1150005003536	平成29年11月1日
2970106031	奈良市南京終町7丁目540-5	縁（ゆかり）居宅介護支援事業所	奈良市北市町89-2	有限会社 ティ・エス企画	3150002001128	平成29年11月30日

【訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103830	奈良市あやめ池南2丁目6-32る・いりーで11	しあわせの郷	奈良市あやめ池南2丁目6-32る・いりーで11	有限会社 心清	8150002005512	平成29年10月30日
2970103459	奈良市古市町1773番地の1	有限会社 さかい介護サービス	大阪府大阪市生野区勝山南4-11-2	有限会社 さかい介護サービス	6120002052889	平成29年11月30日

【地域密着型通所介護】

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970104838	奈良市学園大和町二丁目24番地 松葉高見マンション108号	デイサービス尚和	奈良市学園大和町二丁目24番地 松葉高見マンション108号	尚和福祉株式会社	9150001009158	平成29年9月30日

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第784号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項

【地域密着型通所介護】

の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止しましたので、第78条の11第2号の規定により公示します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者			廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	法人番号	
2970103574	奈良市南京終町7丁目522-2	デイサービス まる家	奈良市南京終町7丁目522-2	有限会社いまじんけあ	3150002005525	平成29年11月30日

(平成29年12月1日揭示済)		及び指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第78条の11第1号の規定により公示します。			
奈良市告示第785号		平成29年12月1日 奈良市長 仲川元庸			
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第42条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者					
事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107799	奈良市古市町1773番地の1	クオーレ介護サービス	奈良市古市町1773番地の1	株式会社クオーレ	平成29年12月1日
2990100535	奈良市南京終町七丁目522番地の2	だんらんの家 京終	神戸市中央区多聞通三丁目3番16号甲南第一ビル306号	有限会社むらい不動産	平成29年12月1日
(平成29年12月1日揭示済)		(平成29年12月1日揭示済)			
奈良市告示第786号		奈良市告示第788号			
次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。		次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。			
平成29年12月1日		平成29年12月1日			
奈良市長 仲川元庸		奈良市長 仲川元庸			
1 入札に付する事項		1 入札に付する事項			
史跡大安寺旧境内塔院地区保存整備工事ほか24件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型価格は別表のとおり）		(1) 業 務 名 浸水対策事業に伴う設計業務委託（学園大和町一丁目地内他・西部第600号線他）			
以下省略		(2) 業務場所 奈良市学園大和町一丁目地内他			
(平成29年12月1日揭示済)		(3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで			
		(4) 業務概要 浸水対策業務一式 A=6.84ha 雨水管詳細設計一式			
		(5) 予定価格 4,620千円 (消費税及び地方消費税を除く。)			
		(6) 最低制限基準価格 3,384千円 (消費税及び地方消費税を除く。)			
		以下省略			
		(平成29年12月1日揭示済)			
奈良市告示第787号		奈良市告示第789号			
次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。		次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。			
なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。		平成29年12月1日			
平成29年12月1日		奈良市長 仲川元庸			
奈良市長 仲川元庸					
1 入札に付する事項		1 入札に付する事項			
(1) 工 事 名 (仮称)辰市こども園園舎新築工事		(1) 工 事 名 若草中学校空調設備改修工事			
(2) 工事場所 奈良市杏町414番4他8筆		(2) 工事場所 奈良市法蓮町1416番地の1			
(3) 工 期 契約の日から平成30年3月31日まで		(3) 工事期間 契約の日から平成30年2月28日まで			
(4) 工事概要 建築主体工事一式 外構工事一式		(4) 工事概要 機械設備工事一式 電気設備工事一式			
(5) 予定価格 333,050千円 (消費税及び地方消費税を除く。)		(5) 予定価格 7,400千円 (消費税及び地方消費税を除く。)			
(6) 最低制限モデル型算出価格 287,127千円 (消費税及び地方消費税を除く。)		(6) 最低制限基準価格 6,108千円			
以下省略					

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月1日掲示済)

奈良市告示第790号

平成30年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

平成30年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成30・31年度(平成30年度)において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札(見積り)に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札(見積り)に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成30・31年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成30年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成29年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者
- (6) 次のいずれにも該当しないもの

ア 役員等(法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である者

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 受付期間 平成30年2月15日(木)から平成30年2月28日(水)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、平成30年2月1日(木)から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟5階 契約課横会議室(第4作業室)

<問い合わせ先>奈良市 会計契約部 契約課
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法

(1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。

※同通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに1通お持ちください。(切手が必要です。)

(2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成30年2月28日(水)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

6 郵送先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 会計契約部 契約課 契約係

7 登録有効期間

(1) 市内業者・準市内業者 2年間(平成30・31年度)

(2) 市外業者 1年間(平成30年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたもの

を有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、会計契約部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

を記載)

- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

① 入札参加資格審査申請書（第1号様式）

* 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体）については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）

③ 従業員名簿（第5号様式）

④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）

⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）

⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第7号〔経営業務の管理責任者証明書〕（写し）

⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第8号、様式第8号(1)又は(2)〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）

⑧ 建設業許可通知書又は証明書（写し）

⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）

⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑪ 納税証明書（写し）

- ・個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ・法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成28・29年度分）

⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）

⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）

⑯ 調査票

⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者> (市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
- ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二(1)又は二(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状(原本)(営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑨ 印鑑証明書(原本)(法人・個人)
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑪ 納税証明書(写し)
 - ・個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成28・29年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分)及び平成28・29年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分)
- ⑬ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑭ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

<市外業者> (市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者)

(各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書(第2号様式)
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書(写し)
 - ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二(1)又は二(2)(写し)[営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
 - ⑧ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑨ 印鑑証明書(原本)(法人・個人)
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
 - ⑪ 所得税(法人においては法人税)及び固定資産税に係る納税証明書(写し)
 - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式及び平成28・29年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式及び平成28・29年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑫ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑬ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑭ 調査票
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票(紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
 - ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）
 - ⑥ 財務諸表（直近1年度分）
なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑦ 営業所一覧表
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成28・29年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）
 - ② 取扱品目一覧表
 - ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
 - ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑥ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・市外業者
 - 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成28・29年度分）
 - ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）
 - ⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑪ 調査票
 - ⑫ 誓約書
 - ⑬ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(平成29年12月1日掲示済)

奈良市告示第791号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表職員給与改善費補助金の項中「16,700円」を「17,700円」に改め、同表一時預かり事業補助金の項中「幼稚園型（児童1人当たり日額）

在籍園児分

基本分

(1) 年間延べ利用児童数

2,000人超の施設

400円

(2) 年間延べ利用児童数

2,000人以下の施設

(1,600,000円

÷年間延べ利用児童数) を
-400円(10円未満
切捨て)

休日分 800円

長時間加算 100円

在籍園児以外の児童分

休日分 800円

長時間加算 100円」

「幼稚園型

子ども・子育て支援交付金

交付要綱（平成28年7月20

日府子本第474号内閣総理 に改め、同表病児・病

大臣通知)による補助金の

算定基礎となる基準額に相

当する額」

後児保育事業費補助金の項中「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」を「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に改め、「(平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知)」を削り、同表保育所等における業務効率化推進事業補助金の項を削る。

別表の付表1中「2,166,000」を「2,190,000」に、「3,366,000」を「3,390,000」に、「4,736,000」を「4,767,

000」に、「1,045,300」を「1,045,000」に、「1,311,000」を「1,315,000」に、「3,658,000」を「3,670,000」に改める。

別表の付表2中「17,200」を「18,100」に、「34,400」を「36,100」に、「51,600」を「54,200」に改める。

別表の付表3中「1,580,000」を「1,650,000」に、「2,840,000」を「2,970,000」に、「4,100,000」を「4,290,000」に、「5,360,000」を「5,610,000」に、「6,620,000」を「6,930,000」に、「7,880,000」を「8,250,000」に、「9,140,000」を「9,570,000」に改める。

附 則

この告示は、平成29年12月1日から施行し、この告示に

よる改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成29年12月1日	ココカラファイン 薬局 七条店	奈良市七条西町二丁目 1100番地	株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役 塚本 厚志

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第793号

平成29年奈良市告示第685号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第794号

平成29年奈良市告示第208号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

1 指定年月日 平成29年12月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102744	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	おりがみ	630-8206	奈良県奈良市手貝町28	生活介護 就労継続支援 B型
2910102736	一般社団法人愛ハピネス	631-0012	奈良県奈良市中山町1144-1、102号室	障がいサービス愛ハピネス	631-0012	奈良県奈良市中山町1144-1、102号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市告示第796号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成29年12月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新年月日	指定有効期限
2910101498	株式会社樹	630-8113	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	ケアステーション和	630-8113	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	居宅介護	平成29年11月1日	平成35年10月31日
2910101498	株式会社樹	630-8113	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	ケアステーション和	630-8113	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	重度訪問介護	平成29年11月1日	平成35年10月31日

2910101530	NPO法人 ライフケア 学園前	631- 0041	奈良県奈良市 学園大和町二 丁目26番ニュー 松葉マンシ ョン206号	NPO法人 ライフケア 学園前	631- 0041	奈良県奈良市 学園大和町二 丁目26番ニュー 松葉マンシ ョン206号	居宅介護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101530	NPO法人 ライフケア 学園前	631- 0041	奈良県奈良市 学園大和町二 丁目26番ニュー 松葉マンシ ョン206号	NPO法人 ライフケア 学園前	631- 0041	奈良県奈良市 学園大和町二 丁目26番ニュー 松葉マンシ ョン206号	重度訪問 介護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101514	株式会社あくび	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	LOVE	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	居宅介護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101514	株式会社あくび	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	LOVE	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	重度訪問 介護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101514	株式会社あくび	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	LOVE	630- 8451	奈良県奈良市 北之庄町45- 1	行動援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910100979	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センターほ うれん	630- 8113	奈良県奈良市 法蓮町1088- 1ら・ほう れん1階	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910100987	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センター大 和西大寺	631- 0842	奈良県奈良市 菅原町166-1	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101290	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センター東 九条	630- 8144	奈良県奈良市 東九条町754- 4	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910100995	株式会社ニ チイ学館	101- 8688	東京都千代田 区神田駿河台 2-9	ニチイケア センター奈 良	630- 8115	奈良県奈良市 大宮町2-1 -35	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910100581	有限会社テ ンダー・ハ ート	630- 8115	奈良県奈良市 大宮町二丁目 5-9-102	有限会社テ ンダー・ハ ート	630- 8115	奈良県奈良市 大宮町2-5 -9-102	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101084	有限会社 ふあみりー えいど	630- 8453	奈良県奈良市 西九条町2- 12-10	有限会社 ふあみりー えいど	630- 8453	奈良県奈良市 西九条町2- 12-10	行動援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910101084	有限会社 ふあみりー えいど	630- 8453	奈良県奈良市 西九条町2- 12-10	有限会社 ふあみりー えいど	630- 8453	奈良県奈良市 西九条町2- 12-10	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日
2910100649	有限会社 在宅介護サ ービスラブ	631- 0816	奈良県奈良市 西大寺本町7 -2	在宅介護サ ービスラブ	630- 8001	奈良県奈良市 法華寺町1376 フルール一 条202号	同行援護	平成29年 12月1日	平成35年 11月30日

(平成29年12月1日掲示済)

平成29年12月4日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第797号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 油阪佐保山線公共嘱託登記業務委託
- (2) 業務場所 奈良市芝辻町地内
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から平成30年3月30日まで

- (4) 業務概要 嘱託登記業務一式
 (5) 予定価格 13,269円
 (消費税及び地方消費税を除く。)
 (6) 最低制限価格 7,961円
 (消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略
 (平成29年12月4日揭示済)

奈良市告示第798号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 リニア中央新幹線新駅設置PR資料作成業務委託
 (2) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで
 (3) 業務概要 土地に関する関連計画を整理し、本市と奈良県内でリニア中央新幹線新駅誘致活動を行っている他自治体を比較し、いかに奈良市がリニア中央新幹線新駅の設置都市にふさわしいかをまとめ、分かりやすいビジュアル表現による資料の作成

以下省略

(平成29年12月4日揭示済)

奈良市告示第799号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年12月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成29年12月4日揭示済)

奈良市告示第800号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年12月5日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄菖蒲池駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

(平成29年12月5日揭示済)

奈良市告示第801号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成29年12月5日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成29年12月5日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成29年5月2日、同月9日、同月11日、同月14日、同月16日、同月19日、同月23日及び同月26日

(平成29年12月5日揭示済)

奈良市告示第802号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年12月5日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成29年6月2日 奈良市指令整開 第17A-4号
平成29年11月13日 奈良市指令整開
第17A-4-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年12月5日 第1604号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市大和田町1162番1の一部、1164番3、1165番及び1166番の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市三条大路五丁目2番61号
ウエルコンサル株式会社 代表取締役 井村 征路
(平成29年12月5日揭示済)

奈良市告示第803号

奈良農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成30年1月4日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成30年1月19日までに市にこれを申し出ることができます。

平成29年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
平成29年12月6日から平成30年1月4日まで
- 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成29年12月6日揭示済)

奈良市告示第804号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月6日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項
 - 物品名 収蔵品デジタルアーカイブ機材
 - 詳細 別紙仕様書のとおり
 - 納入場所 奈良市高畑町600番地の1
入江泰吉記念奈良市写真美術館
 - 納入期限 平成30年2月28日
 - 担当課 奈良市市民活動部文化振興課

電話 0742-34-4942

(平成29年12月6日揭示済)

奈良市告示第805号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成29年12月7日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年12月7日揭示済)

奈良市告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年12月7日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成28年11月9日 奈良市指令整開 第16A-33号
平成29年12月6日 奈良市指令整開
第16A-33-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年12月7日 第1605号
公共施設 平成29年12月7日 第773号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町2212番1の一部、2232番の一部、2233番の一部、2234番、2235番、2236番、2237番の一部、2259番2の一部、2260番、2322番1、2323番、2324番1の一部及び2607番2の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西城戸町1番地の4
株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市押熊町2212番1の一部、2232番の一部、2233番の一部、2234番の一部、2235番の一部、2236番の一部、2259番2の一部、2322番1の一部、2323番の一部及び2324番1の一部
 - 下水道
奈良市押熊町2212番1の一部、2232番の一部、2234

番の一部、2236番の一部、2259番2の一部、2322番1の一部及び2323番の一部
 (3) 公園
 奈良市押熊町2234番の一部、2323番の一部及び2324番1の一部
 (4) 調整池
 奈良市押熊町2212番1の一部
 (平成29年12月7日揭示済)

奈良市告示第807号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。
 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。
 平成29年12月7日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第18号線	奈良市押熊町1285番1 奈良市押熊町1281番4	前	3.20~3.30	31.0	
		後	6.00	31.0	

(平成29年12月7日揭示済)

奈良市告示第808号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年12月7日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第18号線	奈良市押熊町1285番1 から	奈良市押熊町1281番4 まで	L=31.0 W=6.0	

(平成29年12月7日揭示済)

奈良市告示第809号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 奈良市立朱雀こども園給食調理業務
- (2) 履行場所 奈良市立朱雀こども園
(3~5歳児園舎)
奈良市朱雀六丁目10番地の2
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

以下省略

(平成29年12月8日揭示済)

奈良市告示第810号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 奈良市立こども園クックチル方式給食調理業務
- (2) 履行場所 奈良市立平城こども園・東登美ヶ丘こども園
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり

以下省略

(平成29年12月8日揭示済)

奈良市告示第811号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月8日

奈良市長 仲川元庸

1 事業範囲

- (1) 事業名称
コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借
- (2) 調達するソフト及び機器等
OS及び管理用ソフト 一式
研修用パソコン（プリンター及びプロジェクター含む関連機器） 一式
無線LANアクセスポイント 一式
- (3) 導入スケジュールの調整
機器導入スケジュールの作成及び調整

- (4) ソフトウェアのインストール及び設置作業
機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続作業含む)、機器設置後の動作確認
 - (5) 導入支援及び運用支援
機器操作支援
利用支援及び補助
 - (6) 保守・サポート
ソフトウェア及び機器等の保守及びサポート
 - (7) 保険
- 2 本競争入札に関する事項
- (1) ソフトウェア及び機器等の納品に関する条件等
別紙1 コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借調達仕様書のとおり
 - (2) 契約形態
賃貸借契約
 - (3) 賃貸借契約期間
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)
 - (4) 契約条項
別紙4 コンピューター研修室パソコン及び周辺機器に係る賃貸借契約書のとおり
 - (5) 設置作業完了期限
平成30年2月28日
 - (6) ソフトウェア及び機器等セットアップ場所
別紙1 コンピューター研修室パソコン及び周辺機

器に係る賃貸借調達仕様書のとおり

(7) 付帯事項

- ・ソフトウェア及び機器等の賃貸借期間中の必要な保険については、納入業者が付保手続きを行い、保険料は納入業者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。
- ・この契約が解除された場合には、本市と協議の上、事業者の負担により速やかに物品を撤去することとする。

以下省略

(平成29年12月8日揭示済)

奈良市告示第812号

平成29年度国民健康保険料決定通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成29年12月11日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の送達年月日	平成29年6月15日	
2 この公示送達により変更する納期	変更前	第1期分 平成29年6月30日 第2期分 平成29年7月31日 第3期分 平成29年8月31日 第4期分 平成29年10月2日 第5期分 平成29年10月31日 第6期分 平成29年11月30日 第7期分 平成29年12月28日 第8期分 平成30年1月31日 第9期分 平成30年2月28日 第10期分 平成30年4月2日
	変更後	第1期分 平成29年12月28日 第2期分 平成29年12月28日 第3期分 平成29年12月28日 第4期分 平成29年12月28日 第5期分 平成29年12月28日 第6期分 平成29年12月28日 第7期分 平成29年12月28日 第8期分 平成30年1月31日 第9期分 平成30年2月28日 第10期分 平成30年4月2日
3 送達を受けるべき者	別紙公示送達名簿に記載	

別紙省略

(平成29年12月11日揭示済)

奈良市告示第813号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月11日

奈良市長 仲川元庸

<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成29年12月11日</p> <p>3 移動対象区域 JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅 周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成29年12月11日揭示済)</p>	<p style="text-align: center;">奈良市告示第814号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月11日 奈良市長 仲川元庸</p>																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 40%;">医療機関の名称</th> <th style="width: 30%;">医療機関の所在地</th> <th style="width: 30%;">廃止年月日</th> </tr> <tr> <td>杉本薬局</td> <td>奈良県奈良市中辻町69</td> <td>平成28年9月23日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(平成29年12月11日揭示済)</p>	医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	杉本薬局	奈良県奈良市中辻町69	平成28年9月23日	<p>介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月11日 奈良市長 仲川元庸</p>										
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日															
杉本薬局	奈良県奈良市中辻町69	平成28年9月23日															
<p>奈良市告示第815号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定</p>	<p style="text-align: center;">指定介護機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">休止した施設又は休止した事業の種類</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">休止年月日</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">開設者</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">主たる事務所の所在地</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>つなぐファクトリー</td> <td>奈良県奈良市高畑町626-3</td> <td rowspan="2">居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）</td> <td rowspan="2">平成29年11月1日</td> </tr> <tr> <td>つなぐファクトリー株式会社</td> <td>兵庫県西宮市青木町11番30号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(平成29年12月11日揭示済)</p>	名称	所在地	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日	開設者		名称	主たる事務所の所在地			つなぐファクトリー	奈良県奈良市高畑町626-3	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年11月1日	つなぐファクトリー株式会社	兵庫県西宮市青木町11番30号
名称	所在地	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日														
開設者																	
名称	主たる事務所の所在地																
つなぐファクトリー	奈良県奈良市高畑町626-3	居宅 訪問介護 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自/定率）	平成29年11月1日														
つなぐファクトリー株式会社	兵庫県西宮市青木町11番30号																
<p>奈良市告示第816号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定</p>	<p style="text-align: center;">指定介護機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">廃止した施設又は廃止した事業の種類</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">廃止年月日</th> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">開設者</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 20%;">主たる事務所の所在地</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>デイサービス まる家</td> <td>奈良県奈良市南京終町七丁目522-2</td> <td rowspan="2">地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）</td> <td rowspan="2">平成29年11月30日</td> </tr> <tr> <td>有限会社いまじんけあ</td> <td>奈良県奈良市南京終町七丁目522-2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(平成29年12月11日揭示済)</p>	名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日	開設者		名称	主たる事務所の所在地			デイサービス まる家	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2	地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）	平成29年11月30日	有限会社いまじんけあ	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2
名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日														
開設者																	
名称	主たる事務所の所在地																
デイサービス まる家	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2	地域密着型通所介護 通所型サービス（みなし）	平成29年11月30日														
有限会社いまじんけあ	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2																
<p>奈良市告示第817号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。</p> <p style="text-align: right;">平成29年12月11日 奈良市長 仲川元庸</p>																	

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
だんらの家 京終	奈良県奈良市南京終町七丁目522-2	地域密着型通所介護	平成29年12月1日
有限会社むらい不動産	兵庫県神戸市中央区多聞通三丁目3番16号 甲南第一ビル306号		
クオーレ介護サービス	奈良県奈良市古市町1773番地の1	居宅 訪問介護	平成29年12月1日
株式会社クオーレ	奈良県奈良市古市町1773番地の1		

(平成29年12月11日揭示済)

奈良市告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年12月11日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成29年7月10日 奈良市指令整開 第17A-14号

平成29年8月28日 奈良市指令整開

第17A-14-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成29年12月11日 第1606号

公共施設 平成29年12月11日 第774号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鳥見町四丁目4番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市瓦口208-1

株式会社ルーフホーム 代表取締役 小山 大介

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鳥見町四丁目4番1の一部

(2) 下水道

奈良市鳥見町四丁目4番1の一部

(平成29年12月11日揭示済)

奈良市告示第819号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
学園前皮膚科医院	奈良県奈良市学園北一丁目1-5	平成29年9月11日
学園南クリニック	奈良県奈良市学園大和町2-27	平成29年10月31日
薬局セブンファーマシー 学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-26	平成29年10月31日

(平成29年12月13日揭示済)

奈良市告示第820号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人香月会 学園南クリニック	奈良県奈良市学園大和町2-27	平成29年11月1日
オレンジ薬局 学園前店	奈良県奈良市鶴舞東町2-26	平成29年11月1日
ココカラファイン薬局 七条店	奈良県奈良市七条西町二丁目1100番地	平成29年12月1日

(平成29年12月13日揭示済)		り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成29年12月13日 奈良市長 仲川元庸
<p>奈良市告示第821号</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ</p>		
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
甲斐 内科 消化器内科 クリニック	奈良県奈良市三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	平成29年12月11日
(平成29年12月13日揭示済)		(第1号) 4 平成29年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号） 5 平成29年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号） 6 平成29年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）
<p>奈良市告示第822号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成29年12月14日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成29年12月14日</p> <p>3 移動対象区域 JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略</p> <p style="text-align: right;">(平成29年12月14日揭示済)</p>		
<p>奈良市告示第823号</p> <p>平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成29年12月14日 奈良市長 仲川元庸 別紙省略 （平成29年12月14日揭示済）</p>		
<p>奈良市告示第824号</p> <p>平成29年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。 平成29年12月15日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 平成29年度奈良市一般会計補正予算（第5号） 2 平成29年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 3 平成29年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算</p>		

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11. 地方交付税		13,700,000	66,233	13,766,233
	1. 地方交付税	13,700,000	66,233	13,766,233
13. 分金及び負担金		1,305,141	23,768	1,328,909
	1. 分金	3,842	23,768	27,610
15. 国庫支出金		23,452,978	210,343	23,663,321
	1. 国庫負担金	19,777,902	199,403	19,977,305
	2. 国庫補助金	2,065,176	10,940	2,076,116
16. 県支出金		7,867,996	122,897	7,990,893
	1. 県負担金	5,922,121	30,000	5,952,121
	2. 県補助金	1,618,593	92,897	1,711,490
18. 寄附金		303,340	1,500	304,840
	1. 寄附金	303,340	1,500	304,840
20. 繰越金		404,204	318,868	723,072
	1. 繰越金	404,204	318,868	723,072
22. 市債		12,350,700	230,000	12,580,700
	1. 市債	12,350,700	230,000	12,580,700
歳入	合計	128,310,502	973,669	129,284,111

平成29年度奈良市一般会計
補正予算（第5号）

平成29年度奈良市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ973,609千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,284,111千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		千円 671,655	千円 4,875	千円 676,530
	1. 農林費	671,655	4,875	676,530
7. 商工費		千円 1,485,777	千円 4,788	千円 1,490,565
	1. 商工費	1,485,777	4,788	1,490,565
8. 観光費		千円 988,188	千円 18,640	千円 1,006,828
	1. 観光費	988,188	18,640	1,006,828
9. 土木費		千円 9,826,178	千円 63,771	千円 9,889,949
	1. 土木管理費	120,529	△7,972	112,557
	2. 道路橋梁費	2,739,732	27,210	2,766,942
	3. 河川費	608,454	30,025	638,479
	4. 都市計画費	3,945,846	16,928	3,962,774
10. 消防費		千円 518,960	千円 △2,420	千円 516,540
	6. 住宅費	518,960	△2,420	516,540
11. 教育費		千円 3,849,752	千円 28,355	千円 3,878,107
	1. 消防費	3,849,752	28,355	3,878,107
12. 災害復旧費		千円 10,917,090	千円 △22,510	千円 10,894,580
	1. 教育費	2,536,313	△19,414	2,516,899
	2. 小学校費	1,678,560	12,133	1,690,693
	3. 中学校費	668,769	9,872	678,641
	4. 高等学校費	1,008,182	△1,500	1,006,682
	5. 幼稚園費	981,323	18,264	999,587
	7. 保健体育費	2,679,814	△41,865	2,637,949
12. 災害復旧費		千円 1,488,819	千円 393,000	千円 541,819
	1. 農林水産業施設災害復旧費	28,819	148,000	176,819
	2. 土木施設災害復旧費	105,000	166,000	271,000
	3. 教育施設災害復旧費	15,000	79,000	94,000
歳出合計		千円 128,310,502	千円 973,609	千円 129,284,111

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 710,754	千円 △2,335	千円 708,419
	1. 議会費	710,754	△2,335	708,419
2. 総務費		千円 14,165,020	千円 74,091	千円 14,239,111
	1. 総務管理費	10,219,456	56,054	10,275,510
	2. 企画費	1,519,900	442	1,520,342
	3. 徴税費	1,316,201	26,042	1,342,243
3. 民生費	4. 戸籍住民基本台帳費	548,448	△15,847	532,601
	5. 選挙費	452,188	6,271	458,459
4. 衛生費	6. 統計調査費	26,306	613	26,919
	7. 監査委員費	82,521	516	83,037
		千円 57,482,129	千円 114,302	千円 57,596,431
	1. 社会福祉費	25,778,441	106,812	25,885,253
	2. 児童福祉費	18,312,937	28,007	18,340,944
	3. 生活保護費	13,179,884	△22,439	13,157,445
	4. 国民年金事務費	210,867	1,922	212,789
5. 労働費		千円 10,259,416	千円 296,392	千円 10,555,808
	1. 保健衛生費	1,929,108	172,559	2,101,667
	2. 保健所費	1,902,553	△18,579	1,883,974
5. 労働費	3. 清掃費	5,764,523	142,412	5,906,935
	1. 労働諸費	125,118	240	125,358
5. 労働諸費		千円 125,118	千円 240	千円 125,358

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
田原小学校スクールバス運行業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	千円 7,128
学校給食食材調達経費	平成29年度から 平成30年度まで	40,000
指定管理者による奈良市月ヶ瀬福祉センターの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市郡祁福祉センターの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東福福祉センターほか3施設の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東里老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市鳥見老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市登美ヶ丘老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏南老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狭川老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による奈良市柳生老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市梅園老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西之阪老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市石打老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市桃香野老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市尾山老人憩の家の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原老人憩作業場の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市並松老人憩作業場の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市横井共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市古市西共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中共同浴場の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者によるなら1100年会館の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市西部会館市民ホールAの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館の管理に要する経費	平成30年度から 平成32年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市北部会館市民文化ホールAの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

平成29年度奈良市国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

平成29年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,699,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項	期間	限度額
指定管理者による春日公民館 済美南分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 二名分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による二名公民館 西登美ヶ丘分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による京西公民館 平松分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による伏見公民館 あやめ池分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による平城公民館 歌姫分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による飛鳥公民館 白毫寺分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による都跡公民館 佐紀分館の管理に要する経費	平成30年度から 平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による奈良市黒髪山 キャンプフィールドの管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額
指定管理者による上深川歴史民俗 資料館の管理に要する経費	平成30年度から 平成34年度まで	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する額

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前 千円	補正後 千円
保健衛生施設整備事業	51,900	139,700
災害復旧事業	130,700	272,900
計	12,350,700	12,580,700

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金	金	千円 2,884,240	千円 △10,000	千円 2,884,240
	1. 繰入金	2,749,638	△10,000	2,739,638
歳入	合計	44,709,067	△10,000	44,699,067

平成29年度奈良市土地区画整理
事業特別会計補正予算(第1号)

平成29年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,239,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 370,699	千円 △10,000	千円 360,699
	1. 総務管理費	294,392	△10,000	284,392
歳出	合計	44,709,067	△10,000	44,699,067

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

平成29年度奈良市介護保険
特別会計補正予算(第2号)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		千円 813,326	千円 3,000	千円 816,326
	1. 一般会入	813,326	3,000	816,326
歳入	合計	3,236,000	3,000	3,239,000

平成29年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14,586千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,438,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費		千円 1,926,550	千円 8,000	千円 1,934,550
	西大寺駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	1,926,550	8,000	1,934,550
J R 奈良駅南 2. 地区土地区画 整理事業費		635,850	△5,000	630,850
	J R 奈良駅南 1. 地区土地区画 整理事業費	635,850	△5,000	630,850
歳出	合計	3,236,000	3,000	3,239,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		千円 6,392,718	千円 4,650	千円 6,397,368
	2. 国庫補助金	1,458,019	4,650	1,462,669
6. 雑入		4,546,868	9,936	4,556,804
	1. 一般会計	4,344,109	9,936	4,354,045
歳入	合計	29,424,289	14,586	29,438,875

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務		千円 681,383	千円 14,586	千円 695,969
	1. 総務管理費	314,006	14,586	328,592
歳出	合計	29,424,289	14,586	29,438,875

平成29年度奈良市水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成29年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定める収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	8,841,000千円	△75,155千円	8,765,845千円
第1項 営業費用	8,204,491千円	△75,155千円	8,129,336千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,173,000千円」を「不足する額2,177,730千円」に、「過年度分損益勘定留保資金576,586千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,022,358千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,536,828千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,095,786千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,133,000千円	4,730千円	4,137,730千円
第1項 建設改良費	2,271,583千円	4,730千円	2,276,323千円
第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。			
(1) 職員給与費	1,643,024千円	△70,425千円	1,572,599千円

平成29年度奈良市下水道事業会計
補正予算(第1号)

(総則)
第1条 平成29年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)
第2条 平成29年度奈良市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定められた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	8,040,000千円	18,255千円	8,058,255千円
第1項 営業費用	7,213,757千円	18,255千円	7,232,012千円

(資本的収入及び支出)
第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額897,000千円」を「不足する額897,602千円」に、「過年度分損益勘定留保資金405,704千円」を「過年度分損益勘定留保資金498,597千円」に、「当年度分損益勘定留保資金491,296千円」を「当年度分損益勘定留保資金399,005千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	4,432,000千円	602千円	4,432,602千円
第1項 建設改良費	920,272千円	602千円	920,874千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 予算第9条に定められた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	220,977千円	18,857千円	239,834千円

(平成29年12月15日掲示済)

奈良市告示第825号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

平成30年3月度端末機器等の賃貸借にかかる一般競争入札については、奈良市契約規則及び関係法令に定めるものの他、本入札説明書によるものとし、入札を希望する企業及び団体(以下「事業者」という。)は、熟読のうえ入札すること。

1 事業概要

本業務は、本市で使用する業務用パソコン、プリンタ(以下端末機器)等の長期安定稼働及び大量一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達を行うものである。

2 事業範囲

別紙1「端末機器等仕様書」に記載のとおり

3 契約に関する事項

(1) 契約形態

賃貸借契約

(2) 賃貸借契約期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで(地方

自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約)

※詳細は別紙3「契約先一覧」を参照のこと。

(3) 契約条項

別添「平成30年3月度端末機器等の賃貸借契約書(案)」のとおり

(4) 本稼働日

平成30年3月1日

(5) 設置場所

別紙4「設置場所一覧」のとおり

(6) 付帯事項

(ア) 機器賃貸借期間中に必要な保険については、落札者が付保手続きを行い、保険料は落札者の負担とする。なお、保険証書の写しを提出すること(保険に加入していることがわかるもの)。

(イ) この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかに物品を撤去すること。なお、撤去の際には物品内の記憶装置等の内容を復元不可能な方法で消去すること。

(ウ) 平成30年度以降において、本契約に係る支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができるものとする。契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、本市にその損害の賠償を請求することができる。損害の賠償額は、本市と協議して定めるものとする。

(エ) 本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸期間の延長が可能であること。

4 部門毎の契約締結

落札者は、入札対象機器の各品目の単価明細一覧を落札後速やかに提出のうえ、この単価をもとに、数量に応じた月額単価で別紙3「契約先一覧」の各部門と個別に賃貸借契約を締結すること。ただし、各契約額（月額）の合計が落札額を超えてはならない。

なお、調達する端末機器、設定作業、保守・サポート及び納品に係る条件等は本書記載の内容と原則同様とし、契約名称は各部門が提示する内容に従うこと。

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第826号

平成29年奈良市告示第208号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第827号

平成29年奈良市告示第685号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第828号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 人道橋測量設計業務委託（東九条町地内・南部第86号線）
- (2) 業務場所 奈良市東九条町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 業務概要 測量設計業務一式
測量業務一式 地質調査一式
設計業務一式
- (5) 予定価格 16,710千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 12,435千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第829号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 測量設計業務委託（米谷町地内・(仮称)塚穴五ヶ谷線）
- (2) 業務場所 奈良市米谷町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 業務概要 設計延長L=570m
測量業務一式 設計業務一式
- (5) 予定価格 7,450千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 5,493千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第830号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 測量設計業務委託（窪之庄町地内・南部第486号線）
- (2) 業務場所 奈良市窪之庄町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月31日まで
- (4) 業務概要 委託延長L=110m
測量業務一式 設計業務一式
- (5) 予定価格 3,450千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 2,513千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第831号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 電線類美化事業にかかる設計業務委託（高畑町地内他・三条線）
- (2) 業務場所 奈良市高畑町地内他
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで
- (4) 業務概要 委託延長L=400m
電線共同溝詳細設計一式
- (5) 予定価格 7,250千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 5,312千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 以下省略
(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第832号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 神功小学校他1校空調設備改修工事
- (2) 工事場所 奈良市神功二丁目2番地他
- (3) 工事期間 契約の日から平成30年3月16日まで
- (4) 工事概要 機械設備工事一式 電気設備工事一式
- (5) 予定価格 12,960千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 10,701千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第833号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業建物等補償鑑定再積算業務委託（その2）
- (2) 業務場所 奈良市西大寺国見町一丁目地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成30年3月30日まで
- (4) 業務概要 建物等の移転等に伴う補償鑑定業務
- (5) 予定価格 1,350千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 993千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第834号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年12月15日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第835号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町115番地

奈良市勤労者総合福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例（昭和59年奈良市条例第11号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第836号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

明治小学校進入路築造工事2期ほか9件（各工事の工
事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制
限基準価格及び最低制限モデル型価格は別表のとおり）
以下省略

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第837号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17
号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場
します。

平成29年12月15日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光 駐車場	平成29年12月31日午後8時～ 平成30年1月1日午前8時

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市告示第838号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5
号の規定により指定された道路（昭和44年奈良県告示第
111号指定番号第43075号）を次のとおり廃止したので建築
基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定
により公告します。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	東京都大田区新蒲田1-7-4
申請者氏名	株式会社東横イン 代表執行役社長 黒田 麻衣子
廃止する 道路の位置	奈良市三条宮前町283番2及び同番3の 各一部
廃止する 道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する 道路の延長	68.00m
廃止年月日	平成29年12月18日
廃止番号	第H2905号

(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第839号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良
市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に
より公告します。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 路面下空洞調査業務委託

(2) 業務場所 奈良市内一円

(3) 業務概要

調査延長 L=8.2km

(調査総車線延長 L=17.3km)

- ・計画準備
- ・現地踏査
- ・一次調査（車載型レーダー探査車による調査）
- ・二次調査（メッシュ調査）
- ・二次調査（スコープ調査）
- ・報告書作成

(4) 業務期間 契約の日から平成30年3月28日（水）ま
でとする。

以下省略

(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第840号

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の
一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要
綱の一部を改正する告示

奈良市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（
平成16年奈良市告示第448号）の一部を次のように改正す
る。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認め
る場合は、事務局の業務を行う時間若しくは業務を行わ
ない日を変更し、又は臨時に業務を行い、若しくは業務
を行わないことができる。

附 則

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第841号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区
域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年12月17日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止
区域

以下省略

(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第842号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市中筋町31番地の18
奈良市中筋自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第一自転車駐車場
奈良市朱雀三丁目23番地
奈良市高の原第二自転車駐車場
奈良市右京一丁目14番地
奈良市高の原第三自転車駐車場
奈良市右京一丁目12番地
奈良市高の原第四自転車駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 藤木 剛一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 駐車場の利用承認及び利用制限に関すること。
(2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第843号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第80条の規定に基づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に

より、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成29年12月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成29年12月18日揭示済)

奈良市告示第844号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年12月19日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年12月19日揭示済)

奈良市告示第845号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成29年12月19日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)	辞退年月日
森 厚輔	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町 102-1	循環器内科 (心臓機能障害)	平成29年11月30日

(平成29年12月19日揭示済)

奈良市告示第846号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年12月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号

- 平成29年9月25日 奈良市指令整開 第17A-26号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年12月19日 第1607号
公共施設 平成29年12月19日 第775号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町282番4の一部、282番5及び282番6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町四丁目6番6
オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥英次
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路

奈良市東九条町282番4の一部及び282番6

(2) 下水道

奈良市東九条町282番4の一部

(平成29年12月19日揭示済)

奈良市告示第847号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成29年12月20日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠町、押熊町、西大寺竜王町一丁目、東九条町、中山町、宝来三丁目、宝来四丁目及び法蓮町の各一部

(平成29年12月20日揭示済)

奈良市告示第848号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月20日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市ボランティアセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ボランティアセンター条例（平成6年奈良市条例第40号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成29年12月20日揭示済)

奈良市告示第849号

なら工藝館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月20日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市阿字万字町1番地の1
なら工藝館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら工藝館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) なら工藝館個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成29年12月20日揭示済)

奈良市告示第850号

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月20日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市手貝町14番地の1
奈良市転害門前観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社
代表取締役社長 藤木 剛一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関する事。
 - (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

(平成29年12月20日揭示済)

奈良市告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月21日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
狩山歯科医院	奈良県奈良市学園大和町二丁目16番地	平成29年10月20日

(平成29年12月21日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成29年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
薬局セブンファーマシー 左京店	奈良県奈良市左京一丁目13-18-2	平成29年12月1日

(平成29年12月21日揭示済)

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上林 奈菜未		柔道整復	平成29年9月30日
かどわき接骨院	奈良県奈良市京終地方東側町18番地		

(平成29年12月21日揭示済)

を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
余田 拓矢		柔道整復	平成29年9月30日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目1番12号		

(平成29年12月21日揭示済)

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月21日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
上林 奈菜未		柔道整復	平成29年9月30日
つつみ鍼灸整骨院	奈良県奈良市六条一丁目1番12号		

(平成29年12月21日揭示済)

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第856号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人福祉センターの指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町1702番地の1
奈良市東福祉センター
奈良市百楽園一丁目9番13号
奈良市西福祉センター

奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北福祉センター
奈良市南永井町4番地の1
奈良市南福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町79番地の4
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) センターの事業の実施に関する事
(2) センターの使用承認及び利用制限に関する事
(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第857号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。
平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市須川町776番地
奈良市東里老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東鳴川町457番地
奈良市東里地区万年青年クラブ連合会
会長 中北 誠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例(昭和47年奈良市条例第55号)第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第858号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。
平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市鳥見町四丁目4番地

奈良市鳥見老人憩の家

2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鳥見町四丁目4番地の3
富雄団地21-203号
奈良市鳥見喜楽会
会長 鈴木 健弘

3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例(昭和47年奈良市条例第55号)第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第859号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。
平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3
奈良市登美ヶ丘老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘四丁目20番4号
奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会
会長 酒井 文雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例(昭和47年奈良市条例第55号)第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第860号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。
平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横井一丁目620番地の1
奈良市横井老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井二丁目152番地の1
横井ひまわりクラブ
会長 吉田 千鶴子

- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
- (平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第861号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町387番地の12
奈良市杏中老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町393番地の1
第11号市営住宅76号
奈良市杏中町万年青年クラブ
会長 今井 幹雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
- (平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第862号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市杏町424番地の6
奈良市杏南老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町94番地
奈良市杏南町万年青年クラブ

会長 池田 弘志

- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
- (平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第863号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目823番地
奈良市八条老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目792番地の1
奈良市九十九会万年青年クラブ
会長 野口 尚志
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
(2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
(3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
(4) その他市長が定める事
- (平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第864号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東之阪町5番地の60
奈良市東之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市川上町405番地
第2号市営住宅4-102号
奈良市東之阪第一老友会
会長 勝矢 陽子
- 3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第865号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町191番地の1
奈良市田原老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 峠 宏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他市長が定める事

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第866号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西狭川町1088番地の1
奈良市狭川老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市狭川東町415番地
奈良市上狭川クラブ
会長 今北 義孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）

-) 第2条の2に規定する事業の実施に関する事
- (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
- (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第867号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町1482番地の2
奈良市古市老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町1219番地
古市町老人クラブ
会長 藤本 ミドリ
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他市長が定める事

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第868号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大柳生町1990番地
奈良市大柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市忍辱山町1049番地
奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 奥西 滉
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事

- (4) その他市長が定めること。
(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第869号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町670番地の1
奈良市柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町423番地
奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 前光
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第870号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市紀寺町568番地の7
奈良市梅園老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市紀寺町685番地の3
第2コミュニティ住宅1-303号
奈良市紀寺宝寿会
会長 駒井利昭
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第871号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西之阪町5番地の1
奈良市西之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市油阪町1番地の98
312号
奈良市西寿クラブ
会長 橋本幸美
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第872号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1
奈良市石打老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打963番地の2
奈良市石打第二梅寿会
会長 大井市郎
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第873号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地
奈良市桃香野老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬桃香野4638番地
奈良市桃香野第三梅寿会
会長 尾上 榮一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

（平成29年12月22日揭示済）

奈良市告示第874号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人憩の家の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市月ヶ瀬尾山348番地の3
奈良市尾山老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山78番地の2
奈良市尾山第一梅寿会
会長 福岡 嘉昭
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例（昭和47年奈良市条例第55号）第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

（平成29年12月22日揭示済）

奈良市告示第875号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人軽作業場の指定管理者を指定しまし

たので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市茗荷町1171番地
奈良市田原老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 峠 宏明
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 作業場の利用に関する事。
 - (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

（平成29年12月22日揭示済）

奈良市告示第876号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第1項の規定により、奈良市老人軽作業場の指定管理者を指定しましたので、同条例第4条第3項の規定により公示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市蘭生町1861番地の7
奈良市並松老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市蘭生町1854番地の14
奈良市並松老人学級
会長 井上 博男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 作業場の利用に関する事。
 - (2) 作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

（平成29年12月22日揭示済）

奈良市告示第877号

奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱（平成25年奈良市告示第237号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「保健福祉部長」を「福祉部長」に改める。

「奈良市保健福祉部長寿福祉課
別表の1の表中 奈良市保健福祉部保護第一課 を
奈良市保健福祉部保護第二課」

「奈良市福祉部長寿福祉課
奈良市福祉部保護第一課 に、「奈良市保健所保健予防
奈良市福祉部保護第二課」

課」を「奈良市健康医療部保健所保健予防課」に改め、同

表の2の表中 「社団法人奈良市医師会
社団法人奈良市歯科医師会」を

「一般社団法人奈良市医師会
一般社団法人奈良市歯科医師会」に改める。

附 則

この告示は、平成29年12月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市障害者虐待防止対策協議会設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第878号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成29年12月22日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成29年12月22日揭示済)

奈良市告示第879号

奈良市月ヶ瀬福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市月ヶ瀬尾山1124番地

奈良市月ヶ瀬福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市月ヶ瀬福祉センター条例（平成16年奈良市条例第54号）第3条（第3号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市月ヶ瀬福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市告示第880号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市藺生町1922番地の8

奈良市都祁福祉センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町79番地の4

社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会

会長 福井 重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 奈良市都祁福祉センター条例（平成17年奈良市条例第25号）第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市告示第881号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
尾崎 友昭		あんま	平成29年8月7日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市告示第882号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
齋藤 安子		あんま	平成29年8月7日
訪問マッサージ祥あん	奈良県奈良市東登美ヶ丘一丁目5番16-1号		

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市告示第883号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業

を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市長 仲川 元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	荒木 愛	たみと整骨院	奈良県奈良市西木辻町200番地の27	平成29年6月1日
新	荒木 愛	愛せいこついん	奈良県奈良市西木辻町200番地の27	

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市告示第884号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成29年12月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成29年12月26日揭示済)

奈良市告示第885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成29年12月26日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年1月15日 奈良市指令都整開 第13A-1001号
平成27年3月13日 奈良市指令都整開 第13A-1001-1号
平成28年1月14日 奈良市指令都整開 第13A-1001-2号
平成29年11月29日 奈良市指令都整開 第13A-1001-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成29年12月26日 第1608号
公共施設 平成29年12月26日 第776号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市七条西町二丁目897番5 外66筆（本土工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県奈良市登大路町30番
奈良県知事 荒井 正吾
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 歩行者専用道路
奈良市七条西町二丁目897番8 外6筆
(2) 緑地

- 奈良市七条西町二丁目897番9 外3筆
(3) 自然緑地
奈良市七条西町二丁目916番7 外17筆
(4) 防火水槽
奈良市七条西町二丁目916番1の一部 外3筆
(平成29年12月26日揭示済)

奈良市告示第886号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市北部会館市民文化ホールの事業の実施に関すること。
(2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第887号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
日本環境マネジメント株式会社
代表取締役 片山 安茂
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市西部会館市民ホールの事業の実施に関するこ

- と。
(2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第888号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東寺林町38番地
奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市ならまちセンター市民文化ホール（以下「市民文化ホール」という。）の事業の実施に関すること。
(2) 市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
(3) 市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
(4) その他市長が定めること。
(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第889号

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市鳴川町32番地の1
奈良市音声館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市音声館の事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第890号

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町7番1号
なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら100年会館の事業の実施に関する事。
 - (2) なら100年会館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) なら100年会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第891号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二条大路南一丁目3番1号
奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市美術館の事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関する事。

- (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第892号

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町7番1号
なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関する事。
 - (2) 駐車場の施設及び付属施設の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第893号

奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目902番地の374
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第894号

奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁馬場町846番地の5

- ・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町13番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成29年12月27日揭示済)

奈良市告示第895号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月27日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
利森 友香		はり・きゅう	平成27年5月1日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール1F		
利森 友香		柔道整復	平成27年6月30日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール1F		
辻 佐知子		柔道整復	平成27年7月31日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール1F		
(平成29年12月27日揭示済)		定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第896号		平成29年12月27日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規		奈良市長 仲川 元庸	
指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
合田 光男		柔道整復	平成29年11月1日
フェイス整骨院	奈良県奈良市大宮町四丁目270番地の10 ルデパール新大宮1F		
(平成29年12月27日揭示済)		4 その他	
奈良市告示第897号		区域の範囲を示した台帳を奈良市健康医療部保健所保健・環境検査課に備え置き、一般の閲覧に供する。	
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告します。		(平成29年12月27日揭示済)	
平成29年12月27日		奈良市告示第899号	
奈良市長 仲川 元庸		奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。	
(平成29年12月27日揭示済)		平成29年12月28日	
奈良市告示第898号		奈良市長 仲川 元庸	
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。		1 指定管理者を指定する公の施設	
平成29年12月27日		奈良市都祁白石町1133番地	
奈良市長 仲川 元庸		奈良市都祁交流センター	
1 形質変更時要届出区域として指定する区域		2 指定管理者の所在地及び名称	
奈良市西九条町四丁目1番10及び1番11の各一部		奈良市三条本町13番1号	
2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類		一般財団法人奈良市総合財団	
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物		理事長 津山 恭之	
3 土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類		3 指定管理者の指定の期間	
鉛及びその化合物		平成30年4月1日から平成35年3月31日まで	
		4 指定管理者が行う業務の範囲	
		(1) 奈良市都祁交流センター条例（平成17年奈良市条例第40号）第3条に規定する事業の実施に関すること。	
		(2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。	
		(3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。	

- (4) その他市長が定めること。
(平成29年12月28日揭示済)

奈良市告示第900号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町13番地1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁体育館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- (平成29年12月28日揭示済)

奈良市告示第901号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務を委託したので、同上第2項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 委託を受けた者の所在地及び氏名
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 平成29年12月28日の時点で65歳以上の接種を希望する者 (2) 平成29年12月28日の時点で60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者で接種を希望する者	平成29年12月29日から平成30年1月31日まで	別紙のとおり

- 2 接種不適当者
 - (1) 明らかな発熱（37.5℃以上）を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- 2 委託した事務の範囲
奈良市営西部会館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託した期間
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
(平成29年12月28日揭示済)

奈良市告示第902号

奈良市営西部会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市営西部会館駐車場
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条本町8番1号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 津山 恭之
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
 - (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- (平成29年12月28日揭示済)

奈良市告示第903号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第3項の規定によるインフルエンザ予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年12月29日

奈良市長 仲川元庸

- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者

- (4) 接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) その他インフルエンザ予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
- (2) ヒト免疫不全ウイルスにより、免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

4 料金

1,700円

※ただし、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付の受給世帯に属する者は、保護第一課または保護第二課で保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付に係る証明書の交付を受け、医療機関の窓口で提出した場合は無料。

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成29年12月29日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年12月28日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	八	尾	俊宏
同	松	石	聖一

国保年金課

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成29年11月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(2) 一般被保険者返納金（注）について、平成24年度に返還請求通知書が発送された後の経緯が分かる関係書類を査閲したところ、督促状及び催告書を1回発送した後、回収行為を行っていない事例が散見された。</p> <p>奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行われたい。</p> <p>（注）国民健康保険の資</p>	<p>(2) 一般被保険者返納金のうち時効未到来分について、平成29年8月23日付けで対象者に催告書を送りました。</p> <p>今後は、奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行います。</p>

格喪失後受診等、法律上正当な理由がないにもかかわらず、国民健康保険から不当に保険給付費（医療機関窓口での現物給付を含む）を受給した者に対して行う返還請求。

交通政策課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成29年11月30日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(1) 放置自転車等の移動・保管手数料用の領収書綴について、所管課は、連番を付さないまま徴収事務の受託者に渡しており、使用済みの領収書綴の回収も行っていなかった。また、受託者が作成した納入通知書の金額と収入状況の報告書を納入前に確認しているが、領収書控えとの照合は行っていなかった。領収書綴は、連番を付した上で受託者へ渡すとともに、受渡し状況を適正に管理するため、領収書管理台帳を作成されたい。また、徴収した手数料の納入の際には、納入通知書の金額と領収書控えとの照合も併せて行われたい。</p> <p>(2) 切手類受払簿に記載されている切手等の残枚数と実際の残枚数が一致していなかった。また、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていなかった。切手類は、金銭等価物であるため適正に管理し、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号）の通知に基づき、適宜、切手類受払簿の記載内容と切手等の残枚数の確認を行い、所属長の決裁を受けられたい。</p> <p>(3) 生活路線バス運行委託、契約自主運行バス（月瀬線）運行委託契約及び近</p>	<p>(1) 放置自転車等の移動・保管手数料用の領収書綴については、平成29年1月から、連番を付した上で受託者へ渡すとともに、受渡し状況を適正に管理するため、領収書管理台帳を作成しました。また、平成29年2月から、徴収した手数料の納入の際には、納入通知書の金額と領収書控えとの照合も併せて行うように改めました。</p> <p>(2) 切手類の不一致分については、その原因を調査しましたが、原因の特定に至らなかったため、切手の余剰分を切手類受払簿に記載しました。また、平成29年1月から、切手類受払簿の記載内容と切手等の残枚数の確認を行い、所属長の決裁を受けるようにしました。</p> <p>さらに、平成29年11月に再発防止策を定め、課内の全職員に周知を行いました。</p> <p>(3) 生活路線バス運行委託、契約自主運行バス（月瀬線）運行委託契約及び近</p>

鉄大和西大寺駅構内委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約しているが、予定価格調書が作成されておらず、見積書の徴取も行われていなかった。奈良市契約規則第10条、第18条及び第18条の2第1項の規定に則り、予定価格調書を作成するとともに、見積書を徴取するよう、適正な契約事務を行われたい。

鉄大和西大寺駅構内委託契約については、平成29年度から、奈良市契約規則第10条、第18条及び第18条の2第1項の規定に則り、予定価格調書を作成するとともに、見積書を徴取した上で契約するよう改めました。

長寿福祉課

監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成29年12月18日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 高齢福祉システム番号制度対応業務委託の契約書において、受注者が発注者に再委託の承諾を求める際には、再委託先に対する監督の方法等を発注者に書面で通知しなければならないと規定されているが、受注者から提出された再委託の申請書には、その旨の記載がなかった。契約書に則り、適正な事務処理を行われたい。	(1) 平成28年度の高齢福祉システム個人番号制度対応総合運用テスト業務委託については、契約書の規定に則り、再委託先に対する監督の方法を書面で通知を受けた上で承諾するよう改めました。
(4) ななまるカード再発行実費徴収金において、再発行の申請を受理し、実費徴収金を受領した後、再発行手続をとる前に申請者から再発行の取消し依頼があったときは、実費徴収金を返還している。しかし、12件分が返還されないまま課内の手引き金庫内に保管されていた。適正な事務処理を行われたい。	(4) ななまるカード再発行実費徴収金における未返還金について、平成29年3月31日までに全ての申請者に返却をするなどの処理を行いました。 今後はこのような状態にならないよう適正な事務処理に努めます。
(5) 老人保護施設措置費自己負担金について、老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則第6条に、納入義務者は、毎月分の徴収金を当該月の末日までに、納入通知書により納入しなければならないと規定されているが、当該月の翌月末を納期限とした納入通知書を翌月に納入義務者に発送していた。適正な事務処理を行われたい。	(5) 老人保護施設措置費自己負担金について、老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則第6条を、平成29年5月24日付けで一部改正を行い、納入義務者は、毎月分の徴収金を当該月の翌月の末日までに、納入通知書により納入しなければならないと改めました。

地域活動推進課

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成29年12月7日

【監査の結果】	【措置の内容】
とみの里地域ふれあい会館及び月瀬地域ふれあい会館の管理運営委託において、指定管理料に各々の会館敷地の草刈り代が含まれていた。 地域ふれあい会館の管理業務は、施設の使用と維持管理が主たる目的であって、草刈り業務は施設本来の管理業務ではないことから、草刈り業務については、市が直接執行するよう改められたい。	平成29年度からとみの里地域ふれあい会館及び月瀬地域ふれあい会館の草刈り業務については、市が直接執行するよう改めました。

J R奈良駅周辺整備事務所

監査結果公表日 平成28年3月28日

(奈良市監査委員告示第5号)

措置結果通知日 平成29年12月14日

【監査の結果】	【措置の内容】
(3) J R奈良駅周辺整備事務所は、事務所の2階の一部を任意団体に使用させており、行政財産使用料は徴収しているが、光熱水費等については、奈良市公有財産規則第25条ただし書に規定する市長決裁を得ることなく徴収していなかった。同条の規定に則り、別途、光熱水費等を徴収されたい。	(3) 光熱水費等につきましては、過去3年間の当事務所の光熱水費の平均値に使用面積按分及び使用時間の割合を乗じた金額を平成29年度から徴収する旨を平成28年8月30日付けで市長決裁を得ました。そして、今年度使用させている2団体から光熱水費の徴収を行いました。

保健予防課

監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成29年12月25日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(1) 未熟児養育医療自己負担金において、督促が履行期限の翌日から起算して20日以内に行われていなかった上、指定すべき期限を当該督促の翌日から起算して15日を超えて設定していた。奈良市債権管理条例施行規則第3条の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>(1) 定期監査の指摘を受けて、平成29年12月から、督促状の発送時期及び督促状の納付期限について、担当係長と担当者で確認を行い、納期限後20日以内に督促状を発送するよう改めました。</p> <p>また、月間の業務スケジュールを作成する際に、督促状の発送日及び納付期限を明記し、担当者以外の職員全員で日数の確認を行うこと、さらに、督促状の作成処理を行った後、発送を行う前に担当者が督促状の発送日と納付期限が適正に設定されているか確認するよう改めました。</p>

(平成29年12月28日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第90号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 流量計設置工事（緑ヶ丘直圧第一配水区口径400耗配水本管）
- 2 工事場所 奈良市東登美ヶ丘二丁目地内
- 3 工事期間 契約の日から平成30年5月31日まで
（ただし、当初契約工期は契約日から平成30年3月30日までとし、繰り越し手続き後、工期延期を行う予定。）
- 4 工事概要 挿入型電磁流量計の据付（新設）
1台
建柱工（鋼管柱H = 6 m） 1箇所
流量計設置に係る電気工事 一式
不断水穿孔工（φ400×φ75） 1箇所
鋤取復旧工事 A s（t = 5 cm） 114㎡
- 5 予定価格 10,420千円
（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限基準価格 8,075千円

（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成29年12月1日揭示済）

奈良市企業局告示第91号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 佐保川第1処理分区管渠改築工事
- 2 工事場所 奈良市西登美ヶ丘二丁目地内他
- 3 工事期間 契約日から平成30年8月31日まで
（ただし、当初契約工期は契約日から平成30年3月30日までとし、繰り越し手続き後、工期延期を行う予定。）
- 4 工事概要 自立管の反転・形成工法による分流式下水道管渠更生工
既設管径200mm L = 591.4m
既設管径250mm L = 1,212.1m
既設管径300mm L = 294.6m
既設管径350mm L = 43.4m
管渠前処理工 一式
- 5 予定価格 167,497千円
（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 最低制限モデル型算出価格 134,908千円
（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成29年12月1日揭示済）

奈良市企業局告示第92号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 口径200耗配水管改良工事 奈良市登美ヶ丘二丁目地内（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第93号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成29年12月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します
2-2 供用を開始する排水施設の位置

す。

平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年12月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、中町及び南紀寺町三丁目の各一部

処 理 分 区	起 点	終 点	備考
佐保川第4処理分区	奈良市押熊町2130番1	奈良市押熊町2354番10	①
佐保川第13処理分区	奈良市中町4966番1	奈良市中町4964番2	②
南奈良第2処理分区	奈良市南紀寺町三丁目818番の一部	奈良市南紀寺町三丁目818番の一部	③

- 3 公共汚水柵設置のうち、供用を開始する箇所
奈良市三条町529番1(④)、紀寺町1033番 他1筆(⑤)、大安寺三丁目96番1(⑥)、三碓町2233番7(⑦)、富雄元町四丁目1905番16 他2筆(⑧)、中山町62番1(⑨)、中山町62番2(⑩)、宝来町954番 他1筆(⑪)、三条宮前町244番2(⑫)、法華寺町53番 他1筆(⑬)、法蓮佐保山一丁目93番13 他1筆(⑭)
- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成29年12月1日揭示済)

柏木町の一部
二名五丁目の一部
山陵町の一部

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第95号

平成30年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

平成30年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成30・31年度(平成30年度)において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札(見積り)に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札(見積り)に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成30・31年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成30年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成29年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税(法人においては法人市民税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税(法人においては法人税)及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。

奈良市企業局告示第94号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成29年12月1日から2週間、本市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成29年12月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域(第1負担区)

雑司町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

富雄北三丁目の一部

中山町の一部

押熊町の一部

秋篠町の一部

南京終町六丁目の一部

西九条町二丁目の一部

賦課対象区域(第3負担区)

西九条町の一部

賦課対象区域(第4負担区)

藤原町の一部

古市町の一部

<p>(4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。</p> <p>(5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。</p> <p>(6) 次のいずれにも該当しないもの</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。</p> <p>2 受付期間 平成30年2月15日（木）から平成30年2月28日（水）まで（土・日曜日を除く。） ※郵送分については、平成30年2月1日（木）から受付します。</p> <p>3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時</p> <p>4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟5階 契約課横会議室（第4作業室） ＜問い合わせ先＞ 奈良市企業局 経営部企業総務課入札室 電話番号 0742-34-5200（局代表）</p> <p>5 申請方法</p> <p>(1) 市内業者は持参受付に限ります。後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、<u>82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。</u> ※同通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに1通お持ちください。（切手が必要です。）</p> <p>(2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は平成30年2月28日（水）までの消</p>	<p>印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、<u>82円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。（2通それぞれに切手が必要です。）</u></p> <p>※同受付票及び通知書（原本）は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）</p> <p>6 郵送先 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1 奈良市企業局 経営部企業総務課入札室</p> <p>7 登録有効期間</p> <p>(1) 市内業者・準市内業者 2年間（平成30・31年度） (2) 市外業者 1年間（平成30年度）</p> <p>8 有資格者の決定 資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。</p> <p>9 その他留意事項</p> <p>(1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。</p> <p>(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。</p> <p>(3) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。</p> <p>(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部企業総務課入札室に変更届を提出してください。</p> <p>(5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）</p> <p>(6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）に基づく非開示部分を除き公開します。</p> <p>(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。</p> <p>10 提出書類 次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。</p> <p>(1) 建設業者 建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者</p>
--	--

＜市内業者＞（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（市内本店用（奈良市企業局の様式））
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基日を有するもの）
 - ③ 従業員名簿（第5号様式）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第7号〔経営業務の管理責任者証明書〕（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第8号、様式第8号(1)又は(2)〔専任技術者一覧表・専任技術者証明書〕（写し）
 - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
 - ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 納税証明書（写し）
 - 個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - 法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（個人業者のみで平成28・29年度分）
 - ⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）
 - ⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑯ 調査票
 - ⑰ 誓約書
 - ⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

＜準市内業者＞（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二(1)又は二(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

＜市外業者＞（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式（奈良市企業局の様式））
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書の別表、別紙二(1)又は二(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
個人 （その3）又は（その3の2）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
法人 （その3）又は（その3の3）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑭ 調査票
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）

4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2（奈良市企業局の様式））

② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）

③ 技術職員名簿

④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）

⑤ 業務実績調書（過去2年分）（任意様式）

⑥ 財務諸表（直近1年度分）

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。

⑦ 営業所一覧表

⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）

⑨ 印鑑証明書（原本）（法人・個人）

⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑪ 納税証明書（写し）

・市内業者及び準市内業者

個人 平成28・29年度分の市・県民税及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 平成28・29年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成29年度分が確定していない場合は、平成27・28年度分）及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成28・29年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

⑫ 国民健康保険料納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成28・29年度分）

⑬ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成28年4月～平成29年9月分）

⑭ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑮ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）

⑯ 調査票

⑰ 誓約書

⑱ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(平成29年12月1日揭示済)

奈良市企業局告示第96号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成29年12月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

口径100耗配水支管改良工事 奈良市法蓮町～西新在家町地内他1箇所 他2件（発注番号、工事名称、工事場所、工期、予定価格及び最低制限基準価格、参加資格等は別表のとおり）

以下省略

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処理分区	起 点	終 点	備考
富雄第4処理分区	奈良市鳥見町四丁目4番1	奈良市鳥見町四丁目4番1	①
南奈良第5処理分区	奈良市東九条町282番4の一部	奈良市東九条町282番4の一部	②

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所

奈良市中山町6番1 他2筆(③)、六条一丁目2419番1の一部(④)、七条西町二丁目1011番4 他11筆(⑤)、法蓮佐保山四丁目1709番1 他2筆(⑥)、杉ヶ町54番3(⑦)、三条本町1118 他2筆(⑧)、法華寺町338番1(⑨)、あやめ池北一丁目1305番10 他2筆(⑩)、三碓一丁目622番5 他3筆(⑪)、中山町1586番1(⑫)、四条大路五丁目3-3 他2筆(⑬)

**4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式**

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成29年12月28日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第2号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の2第1項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

平成29年12月5日

奈良市消防局長 藤村正弘

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	平成29年12月17日

(平成29年12月5日揭示済)

(平成29年12月15日揭示済)

奈良市企業局告示第97号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成29年12月28日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成29年12月28日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年1月11日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市鳥見町四丁目及び東九条町の各一部

奈良市消防局告示第3号

消防法（昭和23年法律第186号）第8条第4項及び第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成29年12月12日

奈良市消防局長 藤村正弘

対象物所在地 奈良市春日野町99番地の1
対象物名称 小松家
命令を受けたもの 有限会社 小松家
代表取締役 松岡孝司

上記対象物については、消防法第8条第1項及び消防法第17条第1項違反と認めるので、消防法第8条第4項及び消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 1 平成30年1月31日までに、消防用設備等の点検を実施し、報告すること。（消防法8条第1項、消防法第17条の3の3）
- 2 平成30年2月1日までに、建物全体に屋内消火栓設備を設置すること。（消防法第17条第1項、消防法施行令第11条第1項第2号、奈良市火災予防条例第38条第1項第1号）

(平成29年12月12日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第21号

平成29年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成29年12月19日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 日 時

平成29年12月26日（火）

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 市長専決処分の報告について
- (2) 平成29年度12月補正予算要求決定額について
- (3) 奈良市地域教育推進事業 第7回「交流の集い」の開催について

議事

議案第61号 平成30年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

議案第62号 教職員の人事について

協議事項

「これからの教育を担う教員について」

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分まで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成29年12月19日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第22号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市奈良阪町1731番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市内侍原町1番地

奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会
会長 綿谷 正之

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例（平成12年条例第24号）第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第23号

奈良市公民館24施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 指定管理者を指定する公の施設

施設の名称	施設の所在地
奈良市生涯学習センター	奈良市杉ヶ町23番地
奈良市立中部公民館	奈良市上三条町23番地の4
奈良市立西部公民館	奈良市学園南三丁目1番5号
奈良市立南部公民館	奈良市山町27番地の1
奈良市立三笠公民館	奈良市大宮町四丁目313番地の3
奈良市立田原公民館	奈良市茗荷町1078番地の1
奈良市立富雄公民館	奈良市鳥見町二丁目9番地
奈良市立柳生公民館	奈良市柳生町340番地
奈良市立若草公民館	奈良市川上町575番地
奈良市立登美ヶ丘公民館	奈良市中登美ヶ丘三丁目4162番地の81
奈良市立興東公民館	奈良市大柳生町3633番地
奈良市立春日公民館	奈良市南京終町一丁目86番地の1
奈良市立二名公民館	奈良市学園赤松町3684番地
奈良市立京西公民館	奈良市六条西一丁目3番43-2号
奈良市立平城西公民館	奈良市神功四丁目25番地
奈良市立伏見公民館	奈良市青野町二丁目13番4号
奈良市立富雄南公民館	奈良市中町501番地の3
奈良市立平城公民館	奈良市秋篠町1468番地
奈良市立飛鳥公民館	奈良市紀寺町984番地
奈良市立都跡公民館	奈良市五条町204番地の1
奈良市立登美ヶ丘南公民館	奈良市中山町西二丁目921番地の1
奈良市立平城東公民館	奈良市朱雀六丁目9番地の1
奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山2815番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町2191番地

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杉ヶ町23番地
公益財団法人奈良市生涯学習財団
理事長 津山 恭之
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 公民館の事業の実施に関する事。
 - (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第24号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市学園大和町一丁目187番地
西部公民館学園大和分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町四丁目141番地
学園三碓地区自治連合会
会長 宿本 敏夫
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第25号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高樋町640番地の1
南部公民館精華分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

- 奈良市高樋町501番地の1
高樋町自治会
会長 岡口 吉偉
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第26号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東九条町318番地
南部公民館東九条分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町318番地
東九条町自治会
会長 竹村 健
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第27号

南部公民館明治分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北永井町508番地の2
南部公民館明治分館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北永井町508番地の2
明治地区自治連合会
会長 立石 篤男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 南部公民館明治分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館明治分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館明治分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第28号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市四条大路南町1番22号
三笠公民館大安寺西分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市恋の窪二丁目6番8号
大安寺西地区自治連合会
会長 梅林 聡介
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第29号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町336番地の1

- 田原公民館横田分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市茗荷町1078番地の1
田原地区自治連合会
会長 松本 陽一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第30号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市水間町989番地の1
田原公民館水間分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市水間町1087番地
水間町自治会
会長 森本 武文
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第31号

田原公民館柚ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設

- 奈良市柚ノ川町698番地
田原公民館柚ノ川分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柚ノ川町611番地
柚ノ川町自治会
会長 大東 彰
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 田原公民館柚ノ川分館の事業の実施に関する事。
(2) 田原公民館柚ノ川分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 田原公民館柚ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第32号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市富雄北二丁目2番8号
富雄公民館元町分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市富雄元町三丁目1番5-1号
富雄公民館元町分館管理協議会
会長 東 正良
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関する事。
(2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第33号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市興ヶ原町349番地の1
柳生公民館興ヶ原分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町20番地
興ヶ原町自治会
会長 中北 淳一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第34号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市邑地町451番地の4
柳生公民館邑地分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町450番地の1
邑地町自治会
会長 前 二三一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第35号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市丹生町847番地
柳生公民館丹生分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町1097番地
丹生町自治会
会長 今中 俊光
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第36号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市北野山町724番地
柳生公民館北野山分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町296番地
北野山町自治会
会長 尾矢戸 幸一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第37号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市法蓮町291番地の3
若草公民館佐保分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北袋町2番地の2
若草公民館佐保分館運営委員会
委員長 島津 幸男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第38号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市須川町776番地
興東公民館東里分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4735番地
東里地区自治連合会
会長 東浦 和男
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第39号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狹川町3109番地の2
興東公民館狹川分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大柳生町4735番地
狹川地区自治連合会
会長 奥西 正博
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館狹川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館狹川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館狹川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第40号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大平尾町471番地
興東公民館大平尾分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大平尾町1538番地
大平尾町自治会
会長 阪口 健
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第41号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定に

より次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西木辻町200番地の67
春日公民館西木辻分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町200番地
八軒町自治会
会長 北岡 明
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第42号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市大安寺四丁目4番34号
春日公民館大安寺分館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺四丁目4番34号
大安寺地区自治連合会
会長 榎谷 紘
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第43号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する

条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南京終町七丁目554番地の3
春日公民館済美南分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町774番地の13
済美南地区自治連合会
会長 西上 裕大
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第44号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二名一丁目2400番地の4
二名公民館二名分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二名平野一丁目2050番地
二名地区自治協議会
会長 峰山 孜
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第45号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市西登美ヶ丘五丁目3番9号
二名公民館西登美ヶ丘分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西登美ヶ丘八丁目4番62号
二名公民館西登美ヶ丘分館運営協議委員会
委員長 田島 誠一
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第46号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市平松一丁目24番1号
京西公民館平松分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目28番2号
平松一丁目自治会
会長 森 辰己
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第47号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
伏見公民館あやめ池分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
あやめ池地区自治連合会
会長 梶野 正蔵
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第48号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市歌姫町1094番地
平城公民館歌姫分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1030番地
歌姫町自治会
会長 西口 陽康
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第49号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市白毫寺町58番地の2
飛鳥公民館白毫寺分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市白毫寺町186番地
白毫寺町連合自治会
会長 巽 芳博
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第50号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市佐紀町3089番地
都跡公民館佐紀分館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町3089番地
佐紀中町自治会
会長 野村 秀雄
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。

(平成29年12月25日揭示済)

奈良市教育委員会告示第51号

上深川歴史民俗資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成29年12月25日

奈良市教育委員会
教育長 中室雄俊

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市上深川町511番地
上深川歴史民俗資料館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上深川229番地の1
奈良市上深川町自治会
会長 福山 義孝
- 3 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市文化財保存公開施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
 - (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。

(平成29年12月25日揭示済)

正 誤

平成29年9月12日付け奈良市公報第339号

ページ	行	誤	正
55	上から2	総務広報係長	総務広聴係長

平成29年10月24日付け奈良市公報第344号

ページ	段	行	誤	正
1	左	上から12	道路の位置指定の一部改正	道路の位置指定の一部廃止

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。